

平成24年第1回竹原市議会定例会会議録

平成24年3月2日開会

(平成24年3月2日)

議席順	氏 名	出 欠
1	山 元 経 穂	出 席
2	高 重 洋 介	出 席
3	井 上 美 津 子	出 席
4	山 村 道 信	出 席
5	大 川 弘 雄	出 席
6	道 法 知 江	出 席
7	宮 原 忠 行	出 席
8	片 山 和 昭	出 席
9	北 元 豊	出 席
10	稲 田 雅 士	出 席
11	松 本 進	出 席
12	吉 田 基	出 席
13	脇 本 茂 紀	出 席
14	小 坂 智 徳	出 席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 宮 地 憲 二

議会事務局係長 住 田 昭 徳

説明のため議場に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	小 坂 政 司	出 席
副 市 長	三 好 晶 伸	出 席
教 育 長	前 原 直 樹	出 席
総 務 部 長	今 榮 敏 彦	出 席
総 務 課 長	桶 本 哲 也	出 席
情 報 化 推 進 室 長	平 田 康 宏	出 席
企 画 政 策 課 長	豊 田 義 政	出 席
財 政 課 長	塚 原 一 俊	出 席
税 務 課 長	沖 本 太	出 席
会 計 管 理 者	堀 川 豊 正	出 席
監 査 委 員 事 務 局 長	木 村 忠 志	出 席
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	桶 本 哲 也	出 席
市 民 生 活 部 長	谷 岡 亨	出 席
市 民 健 康 課 長	森 野 隆 典	出 席
ま ち づ く り 推 進 課 長	大 澤 次 朗	出 席
文 化 生 涯 学 習 室 長	西 口 広 崇	出 席
忠 海 支 所 長	森 野 隆 典	出 席
人 権 推 進 室 長	谷 岡 亨	出 席
福 祉 課 長	大 宮 庄 三	出 席
子 ども 福 祉 室 長	井 上 光 由	出 席
建 設 産 業 部 長	柏 本 浩 明	出 席
産 業 振 興 課 長	中 川 隆 二	出 席
観 光 交 流 室 長	堀 信 正 純	出 席
建 設 課 長	大 田 哲 也	出 席
都 市 整 備 課 長	有 本 圭 司	出 席
区 画 整 理 室 長	有 本 圭 司	出 席
下 水 道 課 長	沖 谷 秀 一	出 席
農 業 委 員 会 事 務 局 長	西 原 正 教	出 席
教 育 委 員 会 教 育 振 興 課 長	久 重 雅 昭	出 席
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	亀 井 伸 幸	出 席
水 道 課 長	前 本 憲 男	出 席

付議事件は下記のとおりである

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
 - (1) 報告第 1 号 損害賠償額の決定について
 - (2) 報告第 2 号 竹原市土地開発公社の経営状況について
- 日程第 4 議案第 4 号 広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第 5 議案第 5 号 工場立地法第 4 条の 2 第 2 項の規定に基づく準則を定める
条例案
- 日程第 6 議案第 6 号 竹原市家畜診療所設置並びに使用料及び手数料条例を廃止
する条例案
- 日程第 7 議案第 7 号 竹原市税条例の一部を改正する条例案
- 日程第 8 議案第 8 号 竹原市立公民館設置及び管理条例等の一部を改正する条例
案
- 日程第 9 議案第 9 号 竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 日程第 10 議案第 10 号 竹原市水道事業の設置等に関する条例及び竹原市事務分掌
条例の一部を改正する条例案
- 日程第 11 議案第 11 号 竹原市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案
- 日程第 12 議案第 12 号 竹原市介護保険条例の一部を改正する条例案

午前10時00分 開会

議長（脇本茂紀君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより平成24年第1回竹原市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議長より報告いたします。

まず、監査委員より平成23年11月から平成24年1月分までの例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、議長において受理いたしております陳情書等につきましては、陳情等受理状況一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で議長からの報告を終わります。

これより日程に入ります。

日程第1

議長（脇本茂紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において松本進君、山村道信君を指名いたします。

日程第2

議長（脇本茂紀君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月19日までの18日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から3月19日までの18日間と決定いたしました。

日程第3

議長（脇本茂紀君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告案件は2件であります。

報告第1号損害賠償額の決定について、事務局職員から報告文を朗読させます。

[事務局職員朗読]

議長（脇本茂紀君） 市長から報告説明を求めます。

市長（小坂政司君） 報告第1号損害賠償額の決定について、御報告申し上げます。

本件は、交通事故に伴う損害賠償額について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしたものであります。

事故の概要を申し上げますと、平成23年10月25日午後0時50分ごろ、竹原市役所庁舎内駐車場において、まちづくり推進課の職員が運転する公用車が発進した際、隣に駐車してあった相手車両と接触し、相手車両の一部に損傷を与えたものであります。

その後、相手方との話し合いの結果、車両の修理代5万696円を賠償することで示談が成立し、平成24年2月1日に専決処分いたしたものであります。

平素から安全運転について注意を喚起しておりますが、なお一層の事故防止の強化に努めるよう注意したところであり、今後とも車両運転時の事故防止については、より一層の徹底を図ってまいります。

以上のとおり、損害賠償額の決定について御報告申し上げます。

議長（脇本茂紀君） これより質疑に入ります。

7番。

7番（宮原忠行君） 1つは、市長ね、報告の仕方として、今、個人情報を含めて公務員制度とか公務員制度改革、同時に身分保障にかかわってさまざまな議論が——聴取不能——。それで、市長みずからが先頭に立たれて交通安全運動とか事故撲滅運動、それをされておる中で、どう言うんですかね、報告の仕方として、やっぱりそここのところのただ単に注意を喚起するというでなくて、竹原市行政として先頭に立って事故撲滅をしていかなきゃいかん立場ですよ、安全運動の徹底ということですよ。それで、そういう観点からのやっぱり報告というものがなければ市民の皆さんは御納得をされないのではないかと、このように考えるわけですよ。この点についてどうお考えになるか、答弁をいただきたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 財政課長。

財政課長（塚原一俊君） 先ほどの報告のあり方についてでございます。

まず、一たんは我々のほうが取り組んでいる安全運転に関する取り組みであるとか、そのようなものを説明申し上げるのが1点と、それと、その結果どうであったかといったこ

とは皆様に御報告し、説明させていただくのが筋であると考えております。

内容につきましては、今後また考えまして、十分な説明を果たせるよう努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） 私は財政課長が答弁されるのがちょっと異な感じがしたんですね。なるほど、その損害賠償の事務については財政課長が担当されておるんでしょうけれども、私が申し上げたのは、一つの公務員という身分にかかわって交通安全運動の先頭に立って事故撲滅にその範を示さなければならない職員のあり方として、この報告がどうかということを私は申し上げておるんでね、本来ならば人事担当の総務課長なり総務部長が答弁されるのが筋じゃないんでしょうか、答弁を求めます。

議長（脇本茂紀君） 総務部長。

総務部長（今榮敏彦君） もちろん職員の綱紀肅正を含めた御指摘であろうかというふう
に認識をいたします。市長の報告の申し上げ方についての御指摘につきましては、さらに
精査をいたしたいと思っておりますけれども、交通安全の撲滅に関しましては、市独自でも取り
組んでいるところではございます。残念ながらこのような事態を招き、大変申しわけなく
思っておりますので、今後とも引き続き交通安全の撲滅には市全体を挙げて、または職員
の中、公用車の運転につきましても十分注意してまいりたいというふうに思っております
ので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） ある議員さんとの話の中で、やっぱりそここのところがかなり気になるねと、事故が続いておるような状況で、とりわけ地方公務員としてその身分保障されて
いる中で、その身分保障に伴うさまざまな義務といいますか、責任というものも負わされ
ておるわけで、そここのところをやはり自覚を促すような取り組みも必要でしょうし、ま
た、こういう言い方がいいかどうかわからないんですけども、タネットでこの議会の中
継、私はもともと反対だったんですけども、いずれにしても3分の1近い方々がこの議
会中継を見られて、その事故報告を通して、それが市長を挙げてやっぱりそのことの反省
といいますかね、それで、ただ普通の会社の社員が起こした事故とは違うという、やはり
地方公務員としての責任の重さが市民の皆さんに伝わっていくような、そういうふうな報
告なり質疑でないといけないと思ひまして、あえてですね、非難する意味じゃないんです
よ。しかし、そここのところのやはり公務員として身分が保障されておるがゆえにね、ゆえ

に通常の会社へお勤めになっておられる方とか、そういう方とは違うという重い責任があるということはこの際、職員一人一人に自覚を促すような取り組みをお願いしておきたいと思います。

答弁は要りませんから。以上です。

議長（脇本茂紀君） 4番。

4番（山村道信君） ちょっと似たような質問になるんですけども、この5万696円という金額、これはやはり税金なんですね。事故を起こした本人の方、本当に大変だったと思いますけれども、これに対して本人の弁済というのはなかったのでしょうか。

（発言する者あり）

議長（脇本茂紀君） 財政課長。

財政課長（塚原一俊君） これは、すべて全国市有物件といったものがございまして、そちらの保険のほうから市の予算を通さず直接本人さんのほうに支払われているという内容でございます。

よろしくお願いたします。

議長（脇本茂紀君） 4番。

4番（山村道信君） いや、そうじゃなくて、本人というのは加害者がやはりある程度実費負担して持たれたんかどうかということ、あるいは半分でも持ったのかどうかということですね。

議長（脇本茂紀君） 財政課長。

財政課長（塚原一俊君） 職員のほうの持ち出しというものはございません。すべて保険のほうで支払いをいたしております。

以上でございます。

議長（脇本茂紀君） 4番。

4番（山村道信君） 要はそこら辺なんですね、個人会社の場合はどうしても会社の責任で社長というんですか、会社が払うようになると思うんですけども、それは会社の経費になっちゃうんですね。しかし、先ほど同僚議員言われましたように、ちょっと立場が違うわけですし、この5万696円といえどもやはり税金なんですね、市民の方が納めている税金なんですよ。それを専決ということで処分された。保険ですべておりたんだというのであれば保険金になるんでしょうけれども、そこら辺がちょっと私理解できないんですが。

議長（脇本茂紀君） 財政課長。

財政課長（塚原一俊君） たとえ保険とはいえ、その掛金は税金からの掛金でございますので、安全運転については常日ごろ注意喚起いたしております。さまざまな研修等も受講しておりますし、それを職員のほうへフィードバックさせていくといった形で、今後も安全、交通安全ルール、意識の徹底であるとかそういったものに努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君） これをもって質疑を終結いたします。

報告第2号竹原市土地開発公社の経営状況について、事務局職員から報告文を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（脇本茂紀君） 市長から報告説明を求めます。

市長（小坂政司君） 報告第2号竹原市土地開発公社の経営状況について御報告申し上げます。

竹原市土地開発公社につきましては、広島県知事から解散の許可を受け、平成23年10月24日に解散いたしましたので、同年4月1日から10月24日までの経営状況について御報告するものであります。

平成23年度は新たな用地取得がなかったことから、収益的業務のみを行っております。

まず、収益的収支につきましては、収入総額28万3,115円、支出総額13万5,800円で、差し引き14万7,315円であります。

なお、損益計算書、貸借対照表につきましては、お配りしております資料のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

以上のとおり、土地開発公社の経営状況について御報告申し上げます。

議長（脇本茂紀君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） これをもって質疑を終結いたします。

以上をもって諸般の報告を終結いたします。

日程第4

議長（脇本茂紀君） 日程第4、議案第4号広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更に

ついてを議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（脇本茂紀君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第4号広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、住民基本台帳法の一部が改正されたことに伴い、関係市町と協議の上、広島県後期高齢者医療広域連合規約を変更するものであります。

変更の内容につきましては、住民基本台帳法の一部が改正され、外国人住民についても住民基本台帳が作成されることとなることに伴い、広域連合における関係市町の負担金額の算定の基礎となる人口の算出に当たり、外国人登録原票に基づく人口を廃止するものであります。

何とぞ慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（脇本茂紀君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第5

議長（脇本茂紀君） 日程第5、議案第5号工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（脇本茂紀君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第5号工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、工場立地法の一部が改正され、工場又は事業場の立地における緑地面積率等を定める準則について、これまで県が条例で定めていたところ、市が条例で定めることができることとされたことに伴い、必要な規定の整備を行うものであります。

条例案の内容につきましては、工場又は事業場の立地における緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合について、現行の県条例で定められている割合を引き下げることとし、工場地域等の業務利便性の増進を図るとともに、老朽化した工場の建てかえや生産施設の増設を促進し、本市産業の活性化を図るものであります。

何とぞ慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（脇本茂紀君） これより質疑に入ります。

11番。

11番（松本 進君） それでは、市長の提案を受けて質問いたします。

今回出された条例案というのは、今の工場に対する緑地とか環境面積を敷地に対してこれだけというふうな規制をされているということで、この目的というのは居住環境いいですかね、工場の周りの居住環境、住民から見たら生活環境をやっぱり守るといふのが最大の目的で、こういう規制がかけられていると。私は、なぜ今わざわざ規制を緩和して居住環境を悪化させる必要があるのかということちょっと聞きたいんですね。第1種、第2種、それぞれありますけれども、緑地といえば第1種の、本来は緑地の面積を敷地面積の15%から10%に縮小するというようなことがわざわざ規制緩和という形で提案されているし、環境施設の面積でも第1種区域では20%のところを15%に緩和するというふうな提案であります。

ですから、県で決めていたことをわざわざ、今、主権改革、地域主権とか、いろいろ改革がということをやられておりますけれども、私も改革というならその中身をよくするというんが一般的な受けとめ方、そこの地域に住んでいる人がいい環境になるよというのが当然だれもが考えることだと思うんですね。しかし、わざわざ今回は、県ではさっき言った緑地の面積でいえば、第1種区域の場合は緑地面積が敷地面積の15%をとりなさいよと、それをわざわざ10%でいいですよと、竹原市の場合、だれが見ても環境、その地域の生活者から見たら悪化させることになるということがこの条例の中身ですから、例え

ば、竹原市にこういう第1種、第2種適用事業者が何件あって、今の市長の提案では産業の活性化を図るんだという提案ですからね、具体的にこれを緩和して企業から要請があって増設とかいうんですかね、雇用の確保とかいう具体的なその中身をちょっとお聞かせ願いたいということで、質問の趣旨は、なぜわざわざ規制緩和して、県ではこれだけあったものを市に移管した場合、居住環境を悪化させるような対応をとるのかと、なぜなのかということ具体的に、さっき市内業者の事業所とのかかわりで、ちょっと伺っておきたいと。

それから、2点目は環境にかかわるんですけども、二、三日前に私のところも竹原市の環境、これは平成23年版というのが送られてきました。ここはちょっと工場、今回の提案との関係でちょっと指摘して質問したいと思うんですね。竹原市環境基本条例、これがつくられました。ここでは、市は環境保存条例というのは平成19年12月につくられておりますけれども、この環境基本条例というのは、市や事業者、市民、滞在者の役割を明らかにするとともに環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めるんだということで、この8ページには望ましい環境と、基本目標の生活環境でいえば、きれいな空気と水と土と安全、安心で健康に暮せるまちづくりを目指すんだということで、大気保全とかいろいろ書いてあります。

次のページでは具体的な目標達成基準、大気、水質、騒音、いろいろ云々ということが書いてありますね。ですから、私はこういった市が目指す環境基本条例に基づく環境基本計画なり、竹原市はこういった望ましい環境像を目指している。しかし、それを今回の規制緩和によって、その地域に住まれる方は悪化させることは間違いない条例提案ですからね。

ですから、私は2つ目に聞きたいのは、市が目指しているこういった環境基本条例、その理念、これと今回の提案というのが逆行している内容ではないか、私はそう思いますけど、市長はどうお考えでしょうか、この2点だけを質問します。

議長（脇本茂紀君） 産業振興課長。

産業振興課長（中川隆二君） 今回の準則条例の制定による議員御指摘の御質問で言いますと、居住環境が悪化するのではないかとこの観点からの御質問でございますけれども、まず、今市長のほうで提案理由で述べましたように、工業地域等の業務利便性の増進を図るとこの観点から、このたび、工場立地法の一部改正というのは、今議員の御質問の中にもございましたように、分権改革一括法による規制緩和が図られる中で法の流れがです

ね、まず国が基準を定めて、法の趣旨としましては、議員がおっしゃるように、工場等周辺地域の生活環境に配慮するという観点からの工場立地法になっておりますので、まずは国が準則、法の基準の範囲というのが、例えば緑地で申しますと第1種区域、これは準工業地域になりますけれども、緑地の場合では国が25%から15%、これを今回の法改正で25%から10%に引き下げたという緩和をされたと、国のほうが緩和をされたと。

それで、この法律の中ではそれぞれの地域の実情に即して地域のルール、準則を定めなさいという流れになっておりますので、この地域準則というのがこれまで広島県でしか定められなかった。都道府県でしか決めることができなかった。これが今現在、県では最下限といいますか、一番低い率が15%、緑地率が15%というふうになっておりまして、今回の法改正で、国はそれをさらに5%引き下げて25%から10%でいいよという法律に変わったという中で、今後はその地域準則が市、町でも定めることができるとされたものでございますから、この国の基準に従いまして、我々は国の新基準の最下限である10%にいち早く下げるということで、先ほどから提案で申し上げておりますように、この工業地域等の企業が施設の増設、増産を図る際のそういう促進を促せるという、そういうところにメリットを見出して、今回この条例を制定しているものでございまして、それが直ちに居住環境の悪化につながるかということについては、これについては、平成20年から国の経済産業省におかれまして緑地等に関する視覚——目で見ると、視覚的な緑の量、緑量による評価という、こういうガイドラインの導入を今検討されてございまして、今我々が議論しているのは平面的なパーセントの話でございますけれども、今後は立体的に、例えば、道路から見える範囲の緑地をふやしていただくとか、面積が減った分、そういう視覚的に緑地がどういうふうに確保されているかというようなガイドラインが今示されておりますので、今回の条例の制定とともに、今市内、この工業地域、準工業地域には4社事業所がございますけれども、この条例準則を御決定いただいた後には、こうした国のガイドライン、これは企業さんのほうが先行して既に御存じかと思っておりますので、こういうガイドラインも奨励をしながら、この規制緩和を図って行って、これについては、先般の工業団地へのメガソーラーの誘致というふうな竹原市の企業立地の優遇措置といいますか、そういった観点も含まれているということで御理解をいただきたいと思っております。

またそうした観点から、先ほどの環境基本計画にそぐう、そぐわないというようなこと例えば、そういう部分には十分配慮しながら、事業者側も緑地、または環境施設を配置していただけるものということで理解しておりますので、全くそれに反するということは

考えていないということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(発言する者あり)

議長(脇本茂紀君) 市民生活部長。

市民生活部長(谷岡 亨君) 環境基本条例、あるいは環境基本計画の中身と今回の条例の提案が逆行しているのではないかとひような御質問の内容でございます。

環境基本条例、あるいは環境基本計画の中で、竹原の環境について一定の理念なり目標なりを示させていただきますところでございます。

そういった中で、今回提案させていただきます条例案につきましても、その範囲の中でなされるものというふう到我々としては考えておりますし、実際にされる場合も環境基本条例、あるいは環境基本計画の目標を遵守される中で実施される場合は行われるんだというふうに認識をいたしているところでございますので、逆行するといひようなことではとらえていないといひところでございます。

議長(脇本茂紀君) 11番。

11番(松本 進君) 第1番目の質問で、私、具体的な、なぜ今わざわざ県が決めた緑地の分であれば、その敷地面積の15%の緑地をとりなさいよと、それをわざわざ10%までいいですよといひことが今回の提案になっているといひことで、例えば企業立地、今後の予定もあるでしょうけれども、現在の企業の周辺環境の生活の面であれば、悪化させるといひんですかね、それはいろんなやっぱり騒音と、さっき環境問題で言ひました、騒音とかいろいろ環境悪化といひことを言ひました。

ですから、私は具体的に急いでやるといひ、例えば、4社なら4社の事業所の対象があつて、市のほうに要請があつて拡張工事で、雇用問題でといひその緊急性もない。それと、私が言ひたいのは、こういった環境規制といひのは単に思ひつきでやっているわけじゃないですよ。これまでの公害問題とかいろいろ積み重ねがあつて企業の立地と生活とのバランスをとる、これが十分かどうかは私も専門的じゃないですけども、そういったやっぱり積み上げの中で県がわざわざ15%の緑地を確保しようと、それを何で市のほうで10%に緩和させてやる必要があるのか、逆の面で言うたら、私はさっき課長の答弁では、国が緩和したから、それに基づいて先駆けてやって工場の促進といひんですかね、こういったメリットを生かしたいと。だから私が質問したのは、逆に生活者から見たら悪化するよと、何で県が15%のところをわざわざ10%にやる必要があるんかと、もう少しそこはきちっと丁寧に答える必要があると思ひうんです。

それから2点目の分で、私はわざわざ二、三日前に送られたきた分は全部読んでいませんけれども、この環境基本条例、環境基本計画という中で柱が書いていますよね、だから、例えば、一つの生活環境の問題では望ましい環境像、山、川、海、自然、調和した美しい文化のまち竹原なんだということをわざわざ書いているんですよ、ここに。これと、規制を緩めるということは、そこの生活者がどうなるんですか、そこは具体的なもんじゃなかったとも言えるんじゃないんですか、私がさっき言った、わかりやすく言ったら悪化させるということは間違いないでしょう。ちょっとそこは聞かせてください。県が緑地を15%の規制しとったんを10%でいいよと。その横に住む人なんかは、例えば、騒音とかいろいろここに公害もありますけどね、これが直接影響するじゃないですか、だれが考えても。だから、望ましい環境像とは逆行するというのは間違いないんじゃないんですか、もう一回答えてください。

議長（脇本茂紀君） 産業振興課長。

産業振興課長（中川隆二君） まず、今回の条例案でございますけれども、お示ししておりますとおり、工業専用地域、工業地域、準工業地域を対象に制定をしておるものでございまして、なぜ今この時期かということでございますけれども、国の法改正に伴いまして、竹原の自然といいますか、地理的条件を考えた場合、まず、工業専用地域が約97ヘクタール、工業地域が約35ヘクタール、準工業地域が約184ヘクタールということで市全体の土地の割合で申しますと、約2.7%と大変狭隘といいますか、地理的には工業専用的な地域が不足している状況の中で、今回この4月1日の条例制定で確かに恩恵を受けるのは今市内4社ということでございますけれども、この市内2.7%の土地の中で、例えば、新規の立地が進むというようなことに対しても、この条例に対しては他の市、町とは比較して優劣の部分でいうとメリットの部分になるというふうなことも勘案しまして、今回国の法改正にのっかってというか、言葉は悪いですがけれども、一部改正があったことによって、広島県内の中でも特に竹原市のそういう地理的な条件を勘案したら、こういうことがやはり事業者側にとってはメリットがあるというふうに判断をしておるもので、今議員が御指摘の居住環境との調和ということでございますと、今回は先ほどの工業地域、準工業地域に限っての規制を緩和するというところでございますので、これが市内全域の住環境に影響を及ぼすということにはならないというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 市民生活部長。

市民生活部長（谷岡 亨君） 数値15が10になるとかいうことをもって、すぐそのことそのものが環境に影響を与えるというような御質問だったと思いますが、環境基本計画等では議員がおっしゃられますように、望ましい環境像というのをそれぞれ目標達成していくための基本的な環境施策、優先的な取り組みというような形で設定をさせていただいておるといってございますが、例えば、15%が10%に緑地が変わるといったことが直ちにすぐそのことにつながるというふうにはとらえておりません。

その中で、いろいろどういった形でそういうふうにするかというのはまた環境基本条例、あるいは環境基本計画が指針としてございますので、それにのっとって努力していただくというような形になろうかと思っておりますので、そのように御理解をいただきたいと思っております。

議長（脇本茂紀君） 11番。

11番（松本 進君） 最後に、市長のほうにちょっとお尋ねしたいんですけども、私は今やりとりをいたしました。県がわざわざ敷地面積の緑地の15%をとりなさいよという、この最大の趣旨というのは、そのこの工場の近くの居住環境、騒音とかいろんなもの、そういう居住環境を確保するというふうな趣旨は間違いないわけですよ。だから、それを県がやっていた15%をわざわざ10%まで緩和するわけですから、だから、さっき課長のほうは確かに事業所のメリットは聞きました。だれが考えても緩和すれば今度は工場とその敷地で広く使えるわけですからね、メリットがあるというのはわかりました、工場をする経営者から見たらね。しかし、私が言ったのはそこに住む居住者ですよ、そのことのために、保護するんが、これが最大限いいとは私も言いませんけれども、最大限これまでの積み重ねの中で、15%県が緑をつくってくれよと、そういう規制をつくっていると。居住環境、周りの人たちはいろいろ不満があるけれども、それでいろいろバランスとってやってきたわけですよ。だから、それをやっぱり10%に下げるといことは、事業者にはメリットがある、その周辺の住民には生活環境の悪化しか、デメリットしかないんじゃないですか。市長どうですか、そこは。そこは提案者ときちっと答えてくださいよ。今課長が言うたのは、事業所は確かにメリットがあるかもしれない。しかし、周辺の生活者は環境が悪化するよと、デメリットしかないよ、これはどうですか。

議長（脇本茂紀君） 建設産業部長。

建設産業部長（柏本浩明君） 緑地面積を緩和して環境面にというようなことだろうと思っておりますが、先ほども課長がるる申し上げましたが、今回の条例制定における緑地面積等

の緩和につきましては、工業専用地域、工業地域、準工業地域に限定しているものでございます。その他の用途地域、または用途無指定地域については、従来どおりの規定値により運用を行う予定でありまして、環境面に与える影響は少ないものと考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（脇本茂紀君） 4番。

4番（山村道信君） 済みません。私、この条例案ですね、どうも本当に今の日本の環境に逆行するような気がいたしまして、まず1つお尋ねしたいのが、今の4社の工場が実際どれだけの緑地面積を持っているか、そういった調査はできているでしょうか、それがまず1つ。

そしてもう1つ、やはり先進国、あるいは大きな工場というのは逆に緑地をふやそうとしているんですね、工場の中へ。要するに工場の中の環境を整えるということで、そういったグリーン帯、グリーンベルトをふやそうとしています。それをあえてここで、どう言うんですか、狭めるというふうな、いいですよという規制を緩和したところで何か意味がないような、むしろ私はそのまま現行法で行く、あるいはもっとふやしてもいいんじゃないかと、こういうふうに思っているわけですが、そこら辺ですね、ただ単に5%減ったから、じゃ、工場が本当に来るのか、あるいはよくなるのか、そういったところを実際どういうふうにご検討されるか。

実際、騒音、あるいは排出汚染等々、すごく今厳しくなっています。だから、そういう意味で、これだけ例えば工業用地にしたからといってそういった環境に対するあれは微々たるものだろうと、ほとんどないとは思いますが、しかしながら、今の工場、本当に最新鋭の工場というのはそういうふうな格好で緑地帯を逆にふやそうとしているんですよ。だから、それに逆行するような改正案だなど、あるいは住みよさ実感ということを打ち上げるのであれば、私はこの改正案は無用の長物じゃないかなと、こう思うわけなんです。いかがなものでしょうか。

議長（脇本茂紀君） 産業振興課長。

産業振興課長（中川隆二君） まず、繰り返しになるかもしれませんが、このたびの工場立地法、国の法律の一部改正が緩和をする方向で法改正をされていると。この制度の見直しの背景には、公害防止技術の向上であるとか環境規制法、こういった法体系の整備に基づいて、1点には公害問題への著しい改善が見られるという中で国の法律が改正をされているものでございます。

その中で、先ほどから申し上げておりますように、国は一律に全国の基準を定めております。それで、広島県が地域準則、地域のルールとして緑地や環境施設の面積率を定めているということで、それぞれの今回の工場立地法については、敷地面積で申しますと9,000平米、建物面積で申しますと3,000平米以上の大規模ないわゆる特定工場を指定しておりますので、すべての業種ということではございません。その中で県条例の15%の以上の緑地をそれぞれの市内4社は確保していただいているという状況でございます。その中で、今回はその法の一部改正に基づいて、県内でもいろんな環境が違いますので、竹原市は私が先ほど申しましたように、工場関係の面積は2.7%しかない、この中で例えば、老朽化した施設を建てかえるであるとか構内道路を幅広くするとか、そうした中も緑地をつぶさない限りは広くできないような条件があるかもしれませんので、そうした部分で一定には既存企業にもそういったメリットがあるようなことも我々はそういう条件も含めた環境整備を常に考えていくのが使命だと思っておりますので、今回の工場立地法の一部改正に伴いまして、そうした規制をいち早く取り入れるということで、また、先ほど来から申し上げておりますように、市内2.7%のそういう工業専用的な地域に進出を検討されている企業があれば、それは他市と比べてはその緑地の確保率が緩和されている部分だけ竹原市にとって有利になるというようなことも勘案して、今回の条例案を提案させていただいているものでございますので、何とぞ御理解よろしくお願いたします。

議長（脇本茂紀君） 4番。

4番（山村道信君） 国の規制が緩和されたからといって、私はそれに準じてということはないというふうに考えます。非常にそういったところ、これはもう考え方の相違なんだろうと思いますけれども、以上です。答弁は要りません。

以上。

議長（脇本茂紀君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

11番。

11番（松本 進君） 私は、この議案に反対をしたいと思います。

私は時代の流れとして、これまでのいろいろ住民運動の中の積み重ねによって環境問題、公害問題の住民の意識は高くなっていると。それをあえて今回それに逆らうような規制緩和をする、先ほどあったような緑地面積や環境施設の面積を緩和して事業者のメリットを優先するといいますか、こういった提案になっていると思うんですね。ですから、私

は仮に、今、竹原市では適用の事業者は4事業者でしょうけれども、今適用される事業者の周りにはいっぱい家があるじゃないですか、その適用事業者の中の1つ、2つ見てもですね。これはだれが考えてもね、私は住民環境を守るという視点ではない、少なくとも竹原の環境、さっき申し上げた竹原の環境、望ましい環境、これからも逆行したやっぱり提案だということで、私はこれを反対したいというふうに思います。

議長（脇本茂紀君） 5番。

5番（大川弘雄君） 私は、賛成の立場から意見を言います。

まず、どうしても竹原市には工場が必要です。企業誘致をしてもらわなければなりません。それは人口をふやすためにあり、そして、雇用がふえることによって活性化につながると、このためにはよそのまちにない竹原のいろんなメリットを出していかなければなりません。しかし、そこにはやはり環境というものとの共存がついて回ります。

今聞いていますと、もともと平面で考えていた環境を、要は平面ですから、芝を植えていてもそこは平面であればいいわけであってですね、それを今からは立体的に考えて、芝ではなくて葉っぱのいっぱいついた木をたくさん植えていただいて環境を整えていきましよう、そういう、どうすればお互いにメリットが出るかという共存に対しての考え方だというふうに思っておりますので、こういう考え方を、環境を重視しながらもどんどん推進していただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） 私も賛成の立場で討論に参加させていただきたいと思えます。

国際化といいますか、企業誘致一つするにしても、あの東日本大震災のときも如実にあらわれておりましたけれども、韓国のほうからすぐに企業誘致に来るというふうなことで、国内経済、あるいは産業の空洞化というのが非常に深刻な状況にあるわけですね。

それでまた、私も委員会でも申し上げましたけれども、全国のあらゆる自治体が企業誘致に向けてさまざまな独自の政策いいますか、条例整備等を図っておるわけです。

それで、竹原を考えてみますと森林面積が多くて平地面積が非常に少ないんですね。そうした中で、かつては非常に土地が高いというようなこと等がありまして、企業立地をする場合にも非常に制約があったわけですね。そうした中で、今全国を相手に企業立地といえますか、企業誘致といえますか、その競争に立ち向かうためには私はこれだけでは非常に弱いと思えますけれども、しかし、現実企業誘致も含めて既存企業のさらなる設備投資といえますか、そうしたものを促進するためには、不十分だとは思いますが、

こうした一つ一つの設備投資なり企業誘致を進めていって、やはり市民が非常に大きな不安を持っておられる、この竹原市経済の規模の縮小、ダウンサイジングですね、これに立ち向かうためのあらゆる方策を講じていただきたいと、こういうことをお願いしておきたいと思います。

そして同時にもう一点、ちょっと辛口なことを言わせていただきますと、私は環境基本条例とか環境基本計画についても、ちょっと時期尚早よということを申し上げたわけですよ。それで、文言とすれば、例えば大量生産、大量消費、大量廃棄とか、そういう言葉が並び過ぎて、いわゆる産業政策との調和というものが、私その視点が欠けると思うんですね。ですから、どう言いますか、不必要な誤解とか議論というのを巻き起こしておるのではないかという、そういうおそれも持っとるんですよ。じゃから、そこら辺も踏まえて、やはり産業の自立と環境のあり方いうものをもう少し真剣に考えていただいて、市民の方々にも御理解していただけるような整合性ある政策の展開をお願いしておきたいと思います。

以上です。

議長（脇本茂紀君） 4番。

4番（山村道信君） 私は、この改正案に対して反対いたします。

まず、確かに企業誘致、大切です。本当に何とか多くの企業に来ていただきたい、これはもう本当に心からの望みです。しかしながら、今回のこれをやることによって、じゃ、企業が来ないかということじゃないと思います。むしろそういった専用誘致、準工業地帯、そういったところこそ緑地帯をふやして、むしろ伸び伸びとしたい雰囲気、いい環境にしていく、そっちのほうが私は必要じゃないかというふうに考えるわけでございます。

海外と日本と比べちゃいけないんですけども、ある工場なんかはもう本当に緑の中に工場がぼつんとあると、それ全体が工場です。そういうふうな環境に整えられて、その中で工場で働き、そして家庭を持っておられます。そういうふうな状況を見ますと、本当に狭い日本だからこそ逆に言えば緑地帯を確保して、本当にほっとする環境で作業をしたいというふうに私は考えるわけでございます。

もし本当に企業誘致が必要であれば、やはり土地の価格をぐっと下げるとか、そういったところに力を注ぐほうがよっぽど効率があると思います。

以上。

議長（脇本茂紀君） これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（脇本茂紀君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 6

議長（脇本茂紀君） 日程第 6、議案第 6 号竹原市家畜診療所設置並びに使用料及び手数料条例を廃止する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（脇本茂紀君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第 6 号竹原市家畜診療所設置並びに使用料及び手数料条例を廃止する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、平成 24 年 4 月 1 日をもって竹原市家畜診療所を廃止するものであります。

本市における家畜診療につきましては、当初、広島県が竹原市家畜保健衛生所を設置し、家畜の診療、防疫を行っておりましたが、同所が防疫業務に注力するため診療業務が手薄となったことから、昭和 40 年に竹原市において家畜診療所を設置し、診療業務を実施してまいりました。

このたび、竹原市が南部地域家畜診療所運営協議会に加入することにより、家畜診療業務について広島県農業共済組合連合会東広島家畜診療所から派遣される獣医師により対応できることとなることから、竹原市家畜診療所を廃止するものであります。

何とぞ慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（脇本茂紀君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7

議長（脇本茂紀君） 日程第7、議案第7号竹原市税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（脇本茂紀君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第7号竹原市税条例の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部が改正されたことなどに伴い、必要な規定の整備を行うものがあります。

主な改正の内容につきましては、まず、市民税につきまして、平成25年から退職所得の分離課税に係る所得割について、その所得割の額からその10分の1に相当する金額を控除する措置を廃止するとともに、平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税について、均等割の税率を標準税率に500円を加算した額とするものであります。

次に、市たばこ税につきまして、税率を1,000本につき644円、旧3級品の紙巻きたばこについては、1,000本につき305円引き上げることとするものであります。

何とぞ慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（脇本茂紀君） これより質疑に入ります。

11番。

11番（松本 進君） 市税条例の議案について質問いたします。

1つは退職所得の控除の廃止の影響と市民税均等割、あとは県税の均等割も影響するんでしょうけれども、それぞれ人数とか影響額についてお尋ねしておきたい。

それから、これは市長に伺いたいと思うんですが、確かに復興増税、増税というんか、復興の財源ということも言われておりますけれども、こういった今のデフレといいますか、竹原市経済を見てもいろいろ経済が冷え込んでいるという中で、控除の廃止とか均等割の負担とかいうことで増税になるわけですから、ますます生活が厳しくなるというふうには私は思うわけですね。ですから、そういったこの増税、負担への影響ということを経理はどのように認識されておりますか、これぐらいは大したことないよという考えで提案されているのかどうか、その辺の思いを含めてちょっと伺いたい。

それから3点目として、これは税務課がわかればと思うんですが、出すほうから見たら懐は1つであります。ですから、これは今回は住民税なり退職控除の廃止の影響ということでしょうけれども、あと所得税とか法人税とか、いろいろ全体像ですよ、ですから、それがわかれば今度の震災復興財源は所得税がこうなるよと、あとは住民税がこういう影響があるよと、退職控除の影響がこうあるよと、法人税がこういう影響があるよという全体像がわかればちょっと含めて説明していただければというふうに思います。

議長（脇本茂紀君） 税務課長。

税務課長（沖本 太君） まず、退職所得に対する廃止の影響という御質問でございます。

平成22年度の実績に基づいて試算いたしました場合、退職件数は75件で影響額につきましては140万円と見込んでおります。均等割の標準税率の500円の引き上げ上乗せについての影響額ということでございますが、平成23年度の実績に基づき試算したところ、対象者といたしましては1万3,214人で金額につきましては660万円の額という形で見込んでおります。

低所得者への負担がふえることによる、それに対する認識というところでございますが、この個人市民税につきましては、低所得者に対する限度額制度というものがございまして、一定の低所得者には負担がかからないという仕組みがございまして、その一方で、この住民税、とりわけ均等割につきましては、地域における行政サービスを受ける前提といたしまして会費のような意味合いで幅広く負担をお願いするものでありまして、このたびの負担につきましては、地域の防災力の強化というような観点から、一定の応分の負担をお願いするというものでございます。

さらに、復興財源の全体像ということでの所得税ですとか法人税の形でどうなるかという御質問でございます。

先ほど御説明いたしたとおり、この条例案で提案させていただいているとおり、地方税においては、こういった退職所得の税額控除の廃止、または均等割の上乗せという形での財源確保、一方で国税のほうにおきましては、復興特別所得税ということで、平成25年1月から平成34年の12月までの措置といたしまして、所得税額を課税標準にいたしまして2.1%の賦課税が課されるという情報がございます。

また、復興特別法人税というものもございまして、平成24年4月から平成27年3月末までの間で開始する事業年度で適用されまして、法人税額を課税標準にして10%の賦課税が課されるというものがあるという形で認識をいたしているところでございます。

よろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 11番。

11番（松本 進君） こういった時期に退職所得の影響とか均等割、市税の均等割の影響、県税も含まれますから、500円だけでなく、1,000円の、払うほうからすれば負担になろうかと思うんですね。

それで、3点目の全体の所得税と法人税の説明をあえて聞いたのは、説明が不十分ではないかなということで私の資料の中でちょっと申し上げて、所得税の2.1%の賦課税は2013年度から25年間で計7兆3,000億円の税収というふうなことになろうかと思うんですね。

それから、住民税の均等割というのは市民税が500円、県税が500円、出すほうからしたら1,000円の負担になりますけれども、この住民税の均等割の引き上げも1,000円で年間600億円、2014年度から10年間で0.6兆円の新たな負担と、それから退職所得、退職の控除にかかわる住民税の影響が先ほど竹原市ではこうだと言われましたけど、全体では0.2兆円というふうに、こう言われております。

それから、法人税にかかわっての説明がちょっと不十分だったと指摘したいのは、確かに賦課税として10%の賦課税で8,000億円の税収確保という、これはちょっと条件がありまして、12年間、法人税というのは増減税がセットにされて減税分、3年間は震災、被災地区に回すということになっているわけですがけれども、実質は負担増にはならない、その増減税がセットになっておりますからね。それで、実際は4年目から減税だけが実行されるということで、法人税については4年目以降は減税になるということで、残るのは今さっき言いました所得税と住民税、これはやっぱり負担増になるということで私はこういった復興増税といえども、本来はこういったいろんな私らがふだん言っているのは

応能負担、あるところから最大限頑張っ出て出そうということが累進課税といいますか、これがやっぱり原則だと思うんですね。しかし、こういったさっき言った出すほうが1つで、国との関係もここでわざわざ説明させていただいたのは、結果としては、こういう法人税では3年間はそういう賦課税がやられるけれども、4年目以降は実質やっぱり減税になってくるということで、全体で見れば所得税と住民税だけが負担増になるということがこの実態なんですね。ですから、私があえて市民の負担のかかわりも言いました。あとは出すほうから見たら、これは国とのかかわりで市長がどうこうできるという問題ではないんですけれども、自治体の長として市民の暮らしを守るという立場からして私は一定の意見を持ってもいいんじゃないかな、持つ必要があるんじゃないかというふうに思うんですね。

ですから、そういう立場から、この具体的な竹原市での影響というのは退職控除の廃止で75件で140万円、住民税の市税のほうの影響は先ほどあった1万三千何人で660万円、県税ではまたその倍になるわけでしょうけれども、こういった影響があるということで、私は年金生活者の高齢者の方と話すというのは、均等割がかかった場合、これまでいろいろ控除の廃止で増税になっていますから、前にも1回、均等割がかかって緊急通報の負担が余分にかかったよという話もこの場でしたこともありますけれども、500円というのが年金生活者から見たら大きな負担になるわけですね、もらっている金額が違いますからね。

ですから、そういう面では確かに国がこういうふうに改定してきたのはわかります。しかし、ここであえて私は聞きたいのは、こういった均等割、住民税への影響はこれだけある、退職所得の影響がこれだけある、それと全体増の法人税でいえば4年目以降は減税になっていると。だから、実質増税になっているのは所得税と住民税の負担がやっぱり重くのしかかってくるというんが今回の震災復興財源なんですね。

こういった全体増と、さっき市の影響を言いました。地方税の改正という、こういった前提条件があったとしても、市長の今のお考えをね、これだけ今の竹原市内のデフレ状況で経済が深刻になってくる状況の中で、これだけ負担がかかるというのが私は多分大変な状況があるなど、年金生活者の話を聞きますとね、という危機感とか生活を大変やっぱり心配します。ですから、市長としてこういった国がやってくるから仕方がない、そういう考えなのか、そこらを含めてね、あえて増税と言わしてもらっても、この増税の影響で市民生活の影響はどういうふうに考えているのか、そのことをちょっと、あえてやっぱ

り国のかかわりが大きいんですけれども、聞いておきたいというふうに思います。

議長（脇本茂紀君） 税務課長。

税務課長（沖本 太君） 個人に対する税負担が増加することによる影響という御質問でございしますが、このたびの均等割の上乗せにつきましては、全国的かつ緊急に自治体が実施する防災のための施策、緊急防災、減災事業に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として行うというものでございます。

そうした上で、確かに市民負担はふえるわけでございますが、一番重要なことといたしましては、市民が負担してくれたものをいかに有効に安心、安全な事業に使っていくかというところが一番重要なことと考えております。防災や減災事業の実施を通じて負担することに納得していただけるように取り組む必要があると考えております。

以上です。

議長（脇本茂紀君） 11番。

11番（松本 進君） ちょっと最後の質問になりますから、私、震災復興財源が必要でないとか言っているわけではありません。もう必要なですよ、緊急に。しかし、取るところという言葉が適切かどうかわからんけれども、そういう課税するところが間違っているんじゃないかというのを私は言いたいんですね。ですから、やっぱり国の仕組みがどうであろうと、先ほど地域主権改革とか地方自治、住民自治、団体自治、竹原市のことは竹原市のトップがどう判断するかということは一つの考え方としてね、これは市長が増税は嫌だからいうてあしたからゼロになるとは私も思っていないですよ。そんなことできるはずはないんで、わかって質問しているんですよ。

しかし、今提案されている中で、こういった負担というのは私はやっぱり小さいものじゃないと。わずかな年金生活者で住民税均等割だと1,000円負担ですからね、それはやっぱり大きいんですよ。だから私は、これは国とのかかわりでしょうけれども、本当に負担能力のある人がもうちょっと大きゅうやっぱり負担してもらいたいということは考えを持っています。ですから、市長としてはこういう提案されて言いにくいというのもあるんでしょうけれども、私の質問は、この負担増が市民生活にどういう影響を与えるんかということは市長がやっぱりまず判断してもらいたいなと、答弁してもらいたいなということをぜひここで、3回目の質問になりますから、言っておきたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 副市長。

副市長（三好晶伸君） このたびの税条例の一部改正することにつきましては、先ほど来

議論をいただいておりますように、我が国、あるいは竹原市も同様でございますが、全国的な人口減少、あるいは高齢化の進展、さらにはデフレ経済における悪化等によって市民の生活、暮らしは大変厳しいものというように認識をしているところでございます。

そういった中で、今回の市民税の税率の特例措置、いわゆる均等割の期限つき増税ということについては、先ほど来お話をしておりますように、東日本大震災における復興財源として国民全体で支えなければならないということでのお願いでございます。しかしながら、そうは言いましても、先ほど来からお話のあるように、市民への影響というのはそういったもろもろの社会経済情勢の厳しい状況の中では大変重く我々は受けとめているところでございます。

したがって、現在国のほう、県を通じて、県の知事会、あるいは全国市長会を通じて国のほうで今議論をいただいております税と社会保障の一体改革、あるいは全国のそういった自治体の代表者等々、構成員の一員として我々は国のほうへ地方の税負担について、厳しい状況について、財源を確保するよう強く今要望しているところでございます。今後も引き続いて国のほうへ強く要望してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（脇本茂紀君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

11番。

11番（松本 進君） 私は、この議案に反対をしたいと思います。

先ほど来、退職控除への影響、住民税、特に市民税、県民税への影響、これはやっぱり大きな負担となって、生活はもちろん、竹原市経済にとっても大きなマイナスへの影響を与えるのではないかというふうに変な心配いたします。

そして、さっき答弁がありましたように、震災復興の財源というのはもう早急に必要なんです。私が端的に言ったように課税の取るところが間違っているといいますが、言葉がちょっと適切じゃないかもわかりませんが、取るところがやっぱり間違っていると言いたいのは法人税の4年後が実質減税になる、法人税出しているのは、多くの人は中小企業者は赤字で税金が出せません。だから、メリットがあるのは大企業と私は言っていますけれども、こういった大きな企業が4年後には減税となるという仕組みになっているわけですね。しかし、あとは、二十数年間は住民税と所得税の負担がやっぱり重くのしかかってくるという、こういった分を私は、国の施策なんだけれども、課税の仕方が間違っているん

じゃないんか。本来、累進課税で応能負担、負担能力のある人はやっぱり出していただく、これが当然の税のあり方だというふうに私はあえて、国の施策ですけれども、指摘させていただいて、今回の竹原市への影響は年金生活者等々、市民生活への影響がやっぱり大きいということで、この議案には反対しておきたいというふうに思います。

議長（脇本茂紀君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（脇本茂紀君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8

議長（脇本茂紀君） 日程第8、議案第8号竹原市立公民館設置及び管理条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

[事務局職員朗読]

議長（脇本茂紀君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第8号竹原市立公民館設置及び管理条例等の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、社会教育法等の一部が改正され、公民館運営審議会等の委員の委嘱又は任命に係る基準について、条例で定めることとされたことなどに伴い、必要な規定の整備を行うものであります。

改正の内容につきましては、竹原市公民館運営審議会、図書館協議会及びたけはら美術館協議会の委員の委嘱又は任命の基準について、文部科学省令に定める基準を参酌し、それぞれ条例で定めるとともに、図書館協議会の委員の定数及びたけはら美術館協議会の運営に関し必要な規定の整備を行うものであります。

何とぞ慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（脇本茂紀君） これより質疑に入ります。

8番。

8番（片山和昭君） 8号の竹原市立公民館設置及び管理条例等の一部を改正するという

ことでありますが、この説明書のほうで見てみますと、社会教育法等の一部が改正されて条例で定めることということなんで、それは通達があったとは思いますが、まずその中で、第1条の公民館の設置及び管理条例について少し質問をしておきたいと思います。

まず、提案の趣旨でございますが、この35号の第6条に次の1項を加えるということなんですが、この条例を加える根拠ですかね、どこから提案されたのか、また、今なぜ必要なのか。それと、公民館に対して今現状の問題が何かあるのか、まずその3点をお聞きしたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 文化生涯学習室長。

文化生涯学習室長（西口広崇君） なぜ今条例が必要なのかということでございますが、社会教育法等の一部改正という形で、その一部改正の中に、地域の自主性及び自立性を高めるための法律というものがあまして、第2次一括法という部分で、平成23年の8月26日に公布されております。その中で、自立性、自主性をいう部分で、どういうふうな運営方法がよいのかという部分で、市のほうがその条例で実情に合ったような部分での枠づけという形で条例を定めなさいというふうになっておりますので、このたび公民館の条例改正で基準を設けたというふうな形になっております。

それで、今現在の公民館運営に関しましての課題が何かあるかという部分がありますが、公民館の運営の課題という部分ではなしに、地域の課題、住みやすい地域をつくるための学習という部分で、公民館が学習を行う場という形での拠点として運営しやすいような形で運営委員さんに審議をしていただくという形で、このたびこの条例改正を提案させていただいたというふうになっておりますので、よろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 8番。

8番（片山和昭君） この1条の2で、「委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者のある者の中から、教育委員会が委嘱する。」となっているわけですが、これは社会教育法、ずっと前ですが、各公民館の運営の制度があったころに第1号議員、第2号議員、そういったものがあったと思うんですよ。それがその後、公民館の活動の切磋琢磨の中で、これは合っていないということで緩和されて廃止されたというような経過があります。ここでは審議会の委員なんですが、なぜそこに昔やったようなことを入れるのか。それと審議会の委員なんですが、公民館で実践を行っている者の中から公民館の代表が出ればそれでいいんじゃないかというような考えが私自身にもあります。そういった面で、そこの学校教育の関係者、学識経験者、これ

学識経験者もピンからキリまでいると思いますので、どこからどこまでが学識経験者として考えておられるのか。

そして、今先ほども言いました公民館の現状ですが、実際公民館に行ってみられるとわかると思うんですが、年間延べ1万人以上の方が一生懸命頑張って活動しておられます。そういった面で、もう少し公民館に目を向けるのならば、やはり公民館の中の活動とか環境の整備、そして耐震の問題、職員の給与の是正、活動の予算の補助、たくさんやらなければいけないことがあると思うんですよね。その辺をやはり一緒に考えてみて、これは今は条例の審議なんですけど、これがかかわってくると思いますので、そこを2点目にお聞きしておきたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 文化生涯学習室長。

文化生涯学習室長（西口広崇君） 先ほどの竹原市での活動団体といいますか、学校教育関係者、あるいは社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者という内訳になってくるんですが、その中でも学識経験のある者は大学の教授、あるいは行政職員などという形で、社会教育委員を含めまして網羅していると、実践の活動者と、プロフェッショナルな部分で実践をされているという部分が該当するというふうに認識しております。

それと先ほど2点目の公民館、これからの活動、環境の整備という中身ですが、これもですね、これから公民館が利用しやすいような形で、今後検討、皆さんと一緒に審議していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 8番。

8番（片山和昭君） 最後なんですけど、こういった条例をつくる時に、やはりこの条例によって活動が規制されるようなことがあっては絶対いけないということなんですよね。この項目の中にも社会教育の関係者とか、今言った家庭教育の向上に関する人とかそういった項目も含まれていますので、少しはそういった考え方ができるとは思うんですが、全般的に考えて、今こういったものが必要なんか、私見たところでは大変今公民館も頑張っていて、特に海岸地区の人とかというのはもう本当、間に合わないぐらいの活動をしておられると思うんですよね。もう少し担当課の人、そこへ行って見て実践的に内容がどうなのか、やはり必要なことはたくさんありますので、ぜひ足を伸ばして考えていただきたいと思います。

今言ったように、しなければいけないこと等はここへ書いているわけですが、やはり竹

原市のことですから、その内情を知って、10公民館があれば、もう一つ一つ公民館の内情は違いますので、そういった点を十分に検討して対処していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） 私は今の質疑の中で、地域主権改革関連法案の一環として、法の一環として提起されたと、こういうふうに理解したところでありますけれども、私はやはり最初からほかにも関連が出てくるんですね、地域主権改革関連法において整備しなければならない、条例整備もこれから来年の8月ですかね、これにかけて次から次へ恐らくと提案をされてくるんでしょう。しかし、その説明が私はただ単に社会教育法が変わったんだとかいうようなことでいいんだろうかという思いがしているわけですね、どうも説明の仕方が悪い。

それで、実は公民館に関しては2年前になりますか、ちょうど市長選挙が終わった直後の議会においてもさまざまな議論が展開されたわけですね。そのときに8番の片山議員も質問をされましたけれども、私も質問をさせていただきました。そのときにですね、むしろ、どう言うか、教育基本法とか社会教育法が変わって公民館の位置づけが変わったんだと、目指すべき方向いいますかね、それはただ単に社会教育という観点から離れてまちづくりの中心を担っていただかなければならないんだと、こういうふうな答弁を前原教育長はされたわけですね。

そこで、社会教育法の20条ですよ、私はどこをどう読んでもそういうことが出てこないんですよ。社会教育法の20条では、「公民館は、市町村その他の一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」と、こういう条文ですよ。

それで、そのときに教育長が答弁をされた中身を読み上げますと、公民館は社会教育法第20条の規定に基づいた施設として、住民のための実生活に即した教育、学術及び文化に関する各種事業を行い、住民の教養の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の推進に寄与することを目的としています。平成18年12月に教育基本法の改定により、公民館は生涯学習の拠点としての役割ばかりではなく、地域住民の自治能力を培い、住民参画と協働を進める地域おこしの担い手として、その役割をこれまで以上に果たしていくことが求められていますと、こういうふうな答弁ですよ。

それでそうしますと、教育基本法を見てもみますとね、どこにも教育長が答弁されたようなことは書いていないんですよ。そうしますと、あの当時から公民館が一体どうであるんかと。例えば、自治会へ指定管理するとかいろんな公民館のあり方について、あるいろんなうわさといいますかね、不安というものが渦巻いたんですよ。それで、そうしますと、そのときの答弁と今回わざわざしたいというのは、これ社会教育法にそういうふうにならなうたっていますからそれはわかるんですよ。わかるんだけど、その答弁の整合性について、今日時点、教育長はどのように感じておられるのか、その考えというものをお尋ねさせていただきたいと思いますので、明確に答弁をお願いします。

議長（脇本茂紀君） 教育長。

教育長（前原直樹君） ただいま御質問がありましたものは、社会教育法、教育基本法、その関連性についてということだったと思います。

以前は生涯教育という表現で、行政が一方的に物事を市民に対して与えるという方向であったかと思いますが、現在は生涯学習ということで住民みずからが学び、ものをつくっていくということが基本になっているかと思っています。

そういう点におきましては、全国的にも見ましても教育委員会のあり方というものを現代に合ったものに変えていかなければならないというところで協働のまちづくりの一環としての位置づけも今重要になってきているかと、そう思っているところでございます。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） 法律の解釈としてどこまで自分の思いが込めていいんかどうかいことですよ。そして、この議場において法律の解釈として自分の思いをどこまで述べて、それを教育委員会の答弁として答弁できるのかという私は疑問を持っておるんですよ。教育基本法の12条ですよ、社会教育、「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。」と、こういうふうに書いてあって、どこにも協働のまちづくりの主体になるかどうかの、生涯学習でどうのこうのと書いてないじゃないですか、そうでしょう。

それで、1つはですね、そのときの新谷教育次長の思いもあったんかもわからんけれども、もし私の考え方に間違いがあれば御指摘をしていただきたいと思いますと思うが、例えば、この前の答弁ですよ、答弁でいえば、国の統制に服さない、いわゆる自治公民館ね、国の補

助とかなんとかを受けたもんじゃなくて、自治会とかなんとかがつくったような自治公民館、これがあるんですよ。それで、恐らく鹿児島県のほうで、例えば自治公民館活動の中で非常に成果を上げられたところもありますよ。鹿児島県の鹿屋市の柳谷集落で、あの自治会活動の中でしょうちゅうつくったりいろいろして稼いで、自治会活動の中でね、公民館活動の中で、それでお年寄りにそのボーナスを配っていて、そういうふうに非常に活動が全国的に高く評価されているところがあるんですよ。

そこですよ、本来ならば、例えば、そうした文科省の統制に服さない自治公民館活動と、それで今提案になっておられる教育基本法とか、あるいは社会教育法、これを混同しての答弁であったのではないかと、こう思うんですよ。

それで、これは純粋に法律的な問題ですから、私の思いがこうなんですよと、どこにもですよ、今の教育基本法の中にも、それで社会教育法の中にも、そうした自治公民館活動、これは明らかにまちづくりの主体で頑張っておるところが多いわけですから、それと混同して答弁をされたんじゃないか、こういう私は疑いを持つとんですよ。それで、じゃからそのときにはですよ、むしろ例えば、教育経験者とかなんとかいうことはなかったわけ、従来の条例は。それで、今度は社会教育法に基づいて私も確認させていただきましたから間違いないと思うんですよ。

しかし、従来の答弁からして、やはり公民館活動が果たして将来どうなるんだろうかと、一生懸命頑張っておられた方からすれば不安であるし、それで、例えば、地域づくり主体になっていただかなきゃならんのですということからすりゃ別にですよ、教育経験者じゃ何じゃかんじゃを列挙しなくても別に構わんわけですよ。

それで、それはですね、地域主権改革関連法でいうところの従うべき基準ではないんですからね、従うべき基準ではないんですよ、参酌基準でしょう。であるならばですね、さきの答弁、まちづくりの主体になっていただかなきゃならんというその考え方に立てば、単なる参酌基準ですから幅広く、例えば、教育経験とかなくても、まちづくりで非常に頑張っておられる方もおられるかもわかりませんよ。例えば、私のところの第5地区でもそういうふうにして頑張っておられる方もおられます、非常にまだ若い方ですけど。

そうしますとね、やっぱりそのところの整合性も含めて、果たしてそういうふうにある意味で言えば、制限、列挙主義的な方がいいのか、あるいは幅広く人材を集めるということで、むしろ従来の、従前の規定でいったほうがいいのか、私はそのところが疑

問なんです。その点について教育長、どういうふうな見解に立たれますかね。

議長（脇本茂紀君） 午後1時まで休憩をいたします。

午前11時52分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（脇本茂紀君） 休憩を閉じて会議を再開します。

午前中に引き続き議案第8号の質疑を行います。

教育長、答弁。

（7番宮原忠行君「教育長答弁じゃけえ、教育長答弁よ」と呼ぶ）

教育長。

教育長（前原直樹君） 午前中最後の御質問でございましたけれども、最も中心的な質問事項は、選任にかかわって学校関係者、社会教育、さまざまな者が上げられているけれども、それ以外にも適任者がいるのではないかと、その者をどうするかという御質問だったと思います。

私どもとすれば、幅広く多くの方々のお知恵をかりて、中身をつくってみたいと思っておるところでございますので、この選任につきましては、各公民館のほうからの推薦をいただく中で教育委員会で最終的に決定させていただいているところでございますので、各公民館等、あるいは運営審議会等にその旨をはっきりとお伝えして、重視、徹底していきたいと、そう思っているところでございます。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） これちょっと市長のほうにもよくお考えいただきたいと思うんですけどね。結局、機構改革で、どう言うんですかね、その当時の教育委員会の社会教育等に関する分野について市長部局へ移すんだよと、それで、頭脳の部分は教育委員会がやるんだよと、それで、手足の部分を補助執行という形で市長部局がやると。私は、やっぱりこのところの矛盾が出るとるんだと思うんですよ。ここんところはやはりひとつ、答弁は求めませんが、やっぱりそのところの今出てきておる矛盾を現実の制度の中でどういうふうに調整を図っていくかというね、その調整のところをぜひともお願いをしておきたいと思います。

それで、教育長ね、改めて確認をさせていただくんですが、いわゆる社会教育法の規定に倣って条文の見直しをするということであって、それで、それが従来の選考方法とか、

あるいは、どう言うんですかね、これを制限列举、これ以外の方は選べませんよということじゃなくて、そこにはやはり従来の経過も踏まえた、現状の体制も踏まえた、どう言うんですかね、どう言うたらええか、機動的いうか、柔軟性いうかね、というような形と理解してええんか。制限列举じゃないということだけの明確な答弁を教育長のほうから求めたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（脇本茂紀君） 教育長。

教育長（前原直樹君） 議員御指摘のとおりでございまして、さまざまな方のお知恵とお力をおかりして、よりいい公民館運用を目指していきたいと、そう思っているところでございますので、御了解いただきたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 11番。

11番（松本 進君） 今回の提案は、先ほどいろいろ質疑が出ていますように、公民館の委員をどう選ぶかということで、私のほうもちょっと確認を含めて質問しておきたいのは、今回新たに6条の2項で、要するにこういった枠を決めるというんですかね、選任の枠をされておりまして、それから、今いろいろ質問が出て、答弁で幅広く選任するんだよというようなことも言われるし、端的に言えば、こういった6条2項を設けた趣旨といたしますかね、違いは、選任の条件がなかったのが、設けたというのが、私たちは受け取るわけですよ。だから、幅広くいろんなやっぱり公民館活動に取り組まれるという面では、ここに書いてあるような学校教育等の関係者、ちょっといろいろ書いていますけれども、単なる枠は狭められて、本来の社会教育活動の狭まった人選で運営がされるんじゃないかなというのが大変心配するわけですから、もう少しどういう違いなのかということ、なかった、今度は新たに第6条の2項を設けた、その違いは何なのかということをお尋ねしておきたいということが1つであります。

それから、2つ目の質問といたしますのは、図書館、美術館、この協議会委員の定数について提案されています。「7名」という従来の協議会委員の定数を今度は「7名以内」というふうに書いてあります。公民館のほうは「13名以内」というふうに、「以内」という言葉を使っているんですけども、ここの図書館、美術館、それぞれでは「7名」とするということがわざわざ「7名以内」ということになっておりまして、事前の説明では6人しか人が集まらないというような説明もあったんじゃないかと思うんですが、本来、こういった美術館なり、図書館なり、こういういろんな協議するためには、私はこれからのいろんなニーズから見たら、思い切って人をふやして、幅広く市民の意見を取り入れてい

く、こういう図書館や美術館の内容を充実していくということがやっぱり私は提案されるんかなと思うたら、逆に「7名」を「7名以内」、以内ですからね。だから、「13名以内」とはニュアンスが相当違って来るわけですね。だから、そういう面では、こういった「7名」から「7名以内」という、今度は過半数も従来では「4名以上」と書いたんが、今度は「過半数」、ここに書いてある「過半数が出席」ということで何名という限定はしていませんからね。だから、「7名以内」では、だんだんだんだん少ない分では本当に協議のそういう担保されているとは言えないというんが私は大変危惧しているわけですね。ですから、そういう面ではこの「7名」を「7名以内」とした提案者としての、わかりやすく言えば、メリットはどこにあるんかと。

それと、私が今さっき言ったような社会教育、図書館、美術館といろんな協議を幅広くという面では、逆に少ない委員では十分な意見が取り入れられないと、反映できないというふうに私は思いますけど、その点どうでしょうか。

議長（脇本茂紀君） 文化生涯学習室長。

文化生涯学習室長（西口広崇君） 1番目の6条1項に加えた「幅広く」という形の御質問でございます。

何が違うかという中身なんですけど、法律の中でこれまではそれぞれ委員さんに対する枠づけという形で学校教育関係、あるいは社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、また、学識経験のある者というものが記載されておりました。それをこのたび条例のほうで、各地域で実情に合った選考基準ということを経うという形で、竹原市の場合、協議した結果、今までどおりの分類といいますか、項目が合っているということで、このたび条例改正という形で提案させていただきました。

狭まるのではないかというような話なんですけど、今までどおりの運用をやらせていただきたいというふうに考えております。

それと、2番目の定数「7名」が「7名以内」という部分でのメリットは何なのかという御質問でございますが、先ほどのそれぞれ分類の部分で学校関係者、社会教育といろんな分類があるんですが、7名以内の中でいろんな方を選出するんですが、その選出する中で委員に入られていないところも7名という形であれば、ほかのところから委員さんになっていただくという形になりまして、視点のほうで狭まるのではないかと、一応7名以内ということであれば、適任の方が見つければ、常時その方に加入していただくというような形も含めまして、今回「7名以内」として、柔軟に対応をさせていただ

うというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 11番。

11番（松本 進君） どういった委員を選任するかという、公民館の選任の第6条の2項のことなんですけれども、先ほど国の標準を参酌とかいろいろ答弁がありましたけれども、端的な言い方をすれば、国は一つの基準、考え方を示しているわけであって、これが拘束で、コンクリートされて、これを決めなくてはいけないよということでは決していないと思うんですね。ですから、地域主権ということが先ほど来いろいろ言われて、地域のこととは地域で判断するという裁量が認められているということは大前提であります。

ですから、逆な、端的な聞き方すれば、こういう決め方をしないと、従来の第1条と、今回、第6条の2項を入れたわけなんですけれども、逆な言い方すれば、2項を入れなければ何か支障が起こるんですか。違法なんですか。そこらはちょっともう一回聞きたいのと、それと、先ほど言った2点目の定数のことなんですけれども、聞いては、委員が集まらないからというような、ちょっと取り組みが弱いのかなと、消極的過ぎるなというふうに思うわけですね。

ですから、図書館活動というのはいろいろ大変な業務があって、利用者もいいと、いろいろ意見もやっぱり住民の意見を反映して、本当に社会教育に役立っているといえますか、そういう面では、逆に定数をふやすということぐらいの発想もあっていいんじゃないかなと私は思うんですね。その点、何か人が集まらないから7名以内にしたんよという面では、本来の責任ある図書館運営ができるのかなと。そこは率直にどうでしょうか。私は逆にふやしたぐらいの提案ぐらいが可能なんじゃないかなと。今の話を聞いていると、人が集まらないから7名以内にしておかないといけないというような、本当に消極的な提案だというふうにちょっと感じるんですけれども、その点ちょっとお考えどうですか。

議長（脇本茂紀君） 文化生涯学習室長。

文化生涯学習室長（西口広崇君） 2項を加えないと違法になるのかという御質問でございますが、選出基準を設けるとのことなので、その2項がないと、じゃ、どなたを委員に選出するのかという基準がなくなるということで、今回基準を考えさせていただきました。

それとあと、7名以内という形で消極的ではないかというような話なんですけど、集まらないというわけではなくて、もしそういう適任者の方が見つからない場合に、そこを確保、いろんな視点から委員さんをついていただくという視点のところ、枠をあけて常時

探して適任者を選出していききたいということで考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 11番。

11番（松本 進君） 選任の件ですけれども、第1条に何も書いていませんよね。だから、私は今度、先ほど文部科学省令の基準を参酌しという、そういった委嘱に当たっての基準みたいなのはあるんでしょうけれども。だから、それが基準としてはあったとしても、例えば、第1条をそのままにして、それを第6条の2項に書き入れないと違法になるということとちょっと違うんじゃないかなと思うんですよね。だから、運用であって、例えば、そういういろんな指導があって、参酌標準の指導といいますかね、それは参考にすることもあり得ると思うんですけれども、それがあったとしても、無理にこういう2項をわざわざ入れなくても、それは運用の範囲だから、義務規定でこれをぱっと入れないと、この中から選ばないといけないよという義務規定で今度法律が変わったというなら別なんですけれども、そうでないような、いろいろ自由に選べるとかというようなことになれば、無理に規定しなくても、運用の範囲で幅広くできるということが私は可能じゃないかなということでもう一回、その点、違法かどうかさっき聞いたのはですね。このまま、6条の第2項を入れなくても運用の範囲でできるんじゃないかなということもちょっと申し上げたので、その点をちょっともう一回確認していききたいということと。

それから、やっぱり人選の問題というのはいろいろ現実は大変厳しい、なり手が無いというんがあるんでしょうけれども、しかし、そこらはこちらの働きかけによって、やっぱり取り組みをする必要があるというのは確かに必要だと思うんですよ。だから、それがなかなかないから、この定数を減らすということになれば、意味合いが私は違ってきますよと。「7名」が「7名以内」ですからね。見つからないから6名よと、なり手が無いから5名よということも可能ですよね。だから、「以内」に決めたという中身は、確かに13人もいないじゃないかという意味と、この7名という少ない中でのさらに6名、5名、以内ですからね、できるわけですよ。しかし、5名になった場合、その3人が来て、本当に議論ができますか。それはまあ常識論ですよ。だから、ここで言う必要ないと思うんですけれども。

だから、私はそういった現実を踏まえて、逆にやっぱりなり手がいなかったら大変だというのはわかります。だから、積極的に7名じゃなくて、10人ぐらいなってくれと、公民館の13名ぐらいにふやしてもいいじゃないかという、そこは大変なんかもしれないけれど

ども、そういう努力を怠った場合は、安易な方向にだんだんだんだんなくなってしまふ。公民館活動、美術館活動がだんだんだんだん衰退してしまうということが明らかじゃないんですかね。その点、ぜひもう一回、取り組みの今後の活動については余り消極的過ぎるなど思うんで、ちょっと答弁お願いできますか。

議長（脇本茂紀君） 市民生活部長。

市民生活部長（谷岡 亨君） この条例改正案についてでございますけど、これは先ほど来御説明させていただいておりますけれども、平成23年8月26日に成立いたしました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第2次一括法の成立に伴いまして、今回、条例改正案を提案させていただいております。

この一括法、これらの法律は地域の自主性、自立性を高めるため、基礎自治体の条例制定権の拡大や国による義務づけ、枠づけの見直し、基礎自治体への権限移譲を図るものでございまして、これまでも市といたしましても市長会を通じて、また、市議会のほうにおかれましても議長会等を通じまして、地方分権を訴えてきた大きな流れの中にあるものというふうにとらえております。

今回の改正内容につきましては、地方分権につながるものかどうかというところがございます。確かに不十分な面もあろうかと思いますが、今、そういうスタートラインに立ったところであり、今後とも国に対してさらに地方の自主性、自立性を高めるよう国のほうへ市長会等を通じまして訴え続けていきたいということと、市の独自の考え方を持って、地域の実情に応じた条例、規則等の改正規定ができるように、今後とも教育委員会とも連携をしながら進めていきたいというふうにご考えておるところでございます。

それで、もう1点は、人選7名以内ということでございますけれども、これについても従来の考え方を変えるものではなく、従来どおり運用していきたいということで、決してそれより少なくするとかというふうなことは考えておりませんので、ぜひ御理解のほどをよろしくお願いたします。

議長（脇本茂紀君） 14番。

14番（小坂智徳君） 市民目線から確認をさせていただきたいんですが、市長の施策の判断の中で、数年前から協働のまちづくりを推進されていらっしゃる、これも私は県内ではリードするすばらしい実績を残しつつあるんじゃないか、こういう判断をしておるわけでございます。

そういった観点から言います、公民館、現在、市内13館ございまして、利用者年間17万人、多いところは1館当たりが1万3,000人余り、こういったことでお聞きしたいのは、協働のまちづくりと公民館の位置づけというのは、こういった方向になるのかということがまず1点。

そして、現在73自治会があって、17に協働のまちづくりをまとめていこう、そして、今発足しているのか14ぐらいと認識をしておるわけですが、そういったとき、果たして公民館そのものが運営主体になっているという認識を私はほぼ持つておるわけですが、仕事量、あるいはいろんな運営等々を含めて、こういった、先ほど言いましたように、協働のまちづくりと公民館の運営方法というのはどのようになるのかというのがまず1点。

そして、先ほどより議論がありました委員の選定につきましても、例えば、今、私が持つておる名簿を見ましても、たけはら美術館の協議会におきましても、22年度の開催は年に1回しかなかった。そして、この中には文化に精通をした委員の方がいらっしゃるようなところもある、こういった面。そして、特に言いたいのは、図書館協議会においても、7名の委員で構成をされていらっしゃるわけですが、私が見た限りは、ほぼ8割の方というのは図書館と御縁のある方になっている、これは少々おかしいのではなかろうか、こういった思いも以前から持つておったわけですが。

こういった観点から言います、各委員の選定におきましては、幅広いいろんな視点を持つた委員の方を選定するべきではなかろうか、私が言いたいのは公民館の委員にしてでも、そして美術館の委員にしてでも、そして図書館の委員にしてでも、先ほどから課長、あるいは部長等々はいろんな御答弁をされておるわけですが、できるだけ市のイエスマンでない、そういった委員の選定というのは十分考慮するべきではなかろうか、こういった思いがするわけですが。

今の件につきまして御答弁をいただきたいと思います。

議長（脇本茂紀君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（大澤次朗君） 公民館と協働のまちづくりの運営ということでの御質問でございます。

先ほどお話がありましたように、今現在、協働のまちづくりを進めるために、竹原市内17地域を区割とし、その住民自治組織の設立に向けて取り組んでおり、今現在、14組織が設立されて、その住民自治組織の中は各地域の活動団体等が連携し、地域の課題、ま

た地域の魅力づくりに向けていろいろ取り組んでいるところでございます。

先ほどのまちづくりの関係で公民館につきましては、公民館は地域の活動の拠点ということは皆さん御存じといたしますか、中心的な施設と考えております。協働のまちづくりを住民自治組織が進める中でもそういう拠点という部分については、当然、今後必要になっていくものであり、また、その大きな役割を現在果たしている部分は公民館という部分の位置づけは変わっておりませんが、それはその住民自治組織、また、行政とそういう組織の機能も含めまして、どういう拠点が必要なのかという部分については住民と連携をとりながら今現在進めているところでございますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 文化生涯学習室長。

文化生涯学習室長（西口広崇君） 委員の選定の件につきましてですが、現在、図書館協議会のほうの委員の選定なんですが、一応学校教育関係者という形で2名の方で、社会教育関係者という形で3名の方、学識経験ということで実践活動者という形で2名の方を選出しております。

また、美術館協議会におきましても、学校教育関係者1名、社会教育関係者2名、学識経験3名という形での委員の選出を行っておりますので、よろしく願いいたします。

また、今後もしろいろ役割とか、住民ニーズを反映できる委員選定について幅広い視点で行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 12番。

12番（吉田 基君） 公民館の設置と書院図書館、美術館は7名とか、7名以内とか、僕、率直な答弁のほうがいいんじゃないかと思うんですよね。多分なり手がいないいう、身もふたもないような言い方なんですけど、過去の民生委員のときでも、なってもらいたい人はなってくれないし、これ私が、自分が推薦委員でやったことです。ずうっと推薦委員で穴を埋めていかなきゃいかん。空白。これはもうテレビ等でずうっと欠員の補充が難しい、難しい、報酬の問題とか、いろんな広域になってきて、高齢化社会、ありとあらゆる社会的な課題いうものがずうっと先延ばしになってきたというふうな、今ちょうど端境期になってきているような気がいたします。それと同時に、先般も自治会の役員会がありまして、自治会の会長になってくれる人がいない。

それで、これはやっぱり、松本さんと意見は私違うんですが、何ぼ理想論を言っても、現実にはこういうふう決められたことを守っていかなきゃいけないという執行部側の非常

に立場的に苦しい点があるのではないかなという気がしてならないんですよ。

これ可能かどうか、私は今いろいろな方々からの御意見の中で、多分そんなところに問題があるんじゃないかなというふうに、現場はうまくいっていると思うんですよ。公民館活動一つとってもですね。協働のまちづくりということでずうっと一つの市の方針として、地域全体に根つきつつあるということも私は認識いたしております。ただ、そういった義務感とか使命感とかいうものが、地域の中で高齢化とともに、また、現役の者はなかなか仕事があれば、そういったことに力を傾注していくことが難しいというのも理解できるわけなんですよ。だから、こういう中で7名以内でも、7名でも、実際、問題は現場がきちっと機能してくれることが私は一番大事ではないかなという、そこに目が届かないような状態を放置するということがあっちゃいけないわけで、それを補っていけるだけの審議会なり。とりわけ学識経験者とかなんだかんだいうんで、よく今問題にされていますけど、震災の福島原発の問題でもいろいろな偉い一流の学者が集まって決めたことがあいうふうになったという、100年に1回か、何百年かに1回かのことだと言えばそれまでなんですが、割と私が思うのは、こういう人柄本位じゃなくて、肩書本位の人選になっているような気がいたしております。

そこらあたりの中で、やっぱり今後の大きな課題として、こういうものの中に公募とかいうものは入れられないのかどうか。もうこれからは広くやりたい人にやっていただくように持っていくべきじゃないかなという思いがあります。

そして、頼みに行って、どうか引き受けてくださいということを何度も何度も言って、お願いをして、そういう委員になっていただいても、義理でなっている以上はやっぱり、義理でなったと言い切れないが、そういう面がある場合は、ちょっとやっぱり充実感というものが足りないんじゃないかなという、個人的な主観ですよ、これは、主観ですが、自分が今まで見たり、聞いたりしてきた中で、この人選の問題全般に竹原市のみならず、ちょうどこの程度の市町村にはこういう課題があるのではないかなというふうに思います。

そこで、市長、私が思うのは、もっと虚心坦懐にそういうことが可能かどうかも含めて、これからこういう審議会とか運営委員会とかいろんなものがあります、そういったもののあり方いうものをどうすべきかということが、私、多分、課長とか、下の人が相当苦労して頑張っておられるから、何とかかんとかけ焼き刃でも前に進んでおるのが実態じゃないかなという気がいたしております。ちょっと私の言い方は辛らつ過ぎて、非常に申しわけないような気がするんですが、いつか事があれば、何かの機会にそういうことをもっ

とオープンにして、集まらないんだと、やってくれる人がいないんだということをあからさまに言ったほうが、市民の参加が、そういったことが前に向くんじゃなからうかなという気がいたしますが、その点についてお考えがあれば。多分わかっているはずだと思うんです。いや、そうじゃないって、建前と本音があるんで、なかなか答弁難しいとは思いますが、いつもこういうことでこういう問題が起きておるということをあえて今回取り上げさせていただいて、人選について委員の選任について理事者側の考え、お尋ねをしておきたいと、このように思います。

議長（脇本茂紀君） 副市長。

副市長（三好晶伸君） まさに今現在、地方分権の確立を目指して、国、県、市はそれぞれ地元、地域住民とともにまちづくりを進めていこうとしているところでございます。

そういった中で、今回の地域主権に向けての法律の中身というのは、地域の自主性、自立性を高めるということが基本にございまして、その中で、先ほど来御質問のある、例えば、さまざまな委員会、各委員の人選につきましては、まず我々としては、協働のまちづくりで今、先ほど来申し上げているように、73の自治会が今17、14に集約される中で、地域のそれぞれの将来のあり方について、今、地域と行政がともに地域の行動計画をつくっていかうじゃないかというような議論をいたしております。そして、その中において、市独自の考え方、あるいは地域独自の考え方、自助、共助、公助といった観点でいろいろお話を進めております。

そういう状況の中で、今、一番最も我々、大事にしておる言葉は、「地域の実情に応じた」という言葉であります。いわゆる現場、地域の現場に出向いていく。そこで、ひざを交えてお話し合いをします。そういった中でいろんなさまざまな、今の人選も含めて、考え方、これらをこれからも進めてまいりたいということでございますので、その点、御理解いただきたいと思っております。

（「公募。人選について公募」と呼ぶ者あり）

失礼しました。人選についての公募ということでございます。これはもちろんですね。その地域との協働の中で一緒に考えていくということでございます。よろしくお願ひします。

議長（脇本茂紀君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

11番。

11番（松本 進君） 私はこの議案に反対をしたいと思います。

地域主権改革ということが先ほど来出ておりますけれども、私は竹原市の実情に合ったという先ほどの答えもありました。私はそういう点からも、こういう人選の問題については、ざっぱな言い方になるかもしれませんが、教育関係者や学識経験者じゃなくても、社会教育や地域の社会教育とか、図書館、美術館、こういった文化活動に意欲がある人は大いになってもらおうと、間口を大いに広げれば良いと思うんですね。だから、思い切って人材を育てるんだという、そういった新たな視点からやらないと、私はこういった公民館や図書館や美術館、文化、社会活動はうまくいかないと思うんですね。

ですから、私は逆に言いたいのは、確かに手がいらない、6名しかいない、定数7名なんだけど、6名しかいないというのが実情だと私は聞いていますよ。ですから、今後はやっぱり主権改革で地域の実情に合った、こういった公民館活動なり文化活動をやりたい、やらなくてはいけないという私も思いもありますから、逆にこういったことが障害になってくる。教育関係者でなくてもいいじゃないかと、学識経験者でなくてもいいじゃないかと。公民館や地域の実情、私はやってみたいんだという人を大いになってもらって、そこで勉強してもらって、そういった人材を育てると。これが私は今最も大切だと。初めから立派な人がおればいいですよ、それは確かに。そういった人がすばらしいかもわからん。確かに人はやっぱり育てなくてはね。これがやっぱり今のこの中には欠けているということを私は強調したいと思うんですね。

ですから、確かに運営のときのこういう一つの参考として、教育関係者や学識経験者、私はだめだということは一つも言っていないんですよ。だから、こういった人も大切なというのは一つの視点を持つのもいいと思うんです。しかし、欠けているのはこれから人材を育てることが最大の大切なことなのに欠けていると。これをどうするかという対応をしなくては、私はこういったこれからの竹原市の公民館活動や文化活動を発展させることはできないと。ですから、定数の問題もこだわったのはそこなんです。発想が逆ですよ。人がおらんから、7名じゃったのを7名以内にしよう、6名、5名にしよう、ということでは、だれが考えても竹原市のこういう文化は発展しません。

ですから、逆な発想かもしれない。無茶なことを言うかもしれない。定数を公民館と同じように13名にすればいいじゃないですか。以内としておけば、そこまで13名の拘束力は、縛ることはないんだけど、私は大胆な発想転換しなくてはいけないという面で提案しているわけであって、そういうことが私は一番やっぱり人を育てることが欠

けていると、そこだけは今後の運営で気をつけていただきたいということを指摘して、反対討論ですけれども、参加したいと思います。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） さまざまな立場からいろいろと疑問を指摘し、また議論も展開されました。私が提起をさせていただきましたこの学校教育関係者とか、いろいろ例示しておるのが、これに限定をするんじゃないんだよと、制限列举ではないよと、概括例示しとる規定にしかすぎないから、従来との運用と変わらないし、また、それぞれの議員から御指摘のありました点についても、この条項において十二分に対応できると、このように考えますので、賛成をさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（脇本茂紀君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（脇本茂紀君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9

議長（脇本茂紀君） 日程第9、議案第9号竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（脇本茂紀君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第9号竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、国民健康保険における歳出の増加等に伴う厳しい国民健康保険財政に対応するため、税率を改正するものであります。

全国的な国民健康保険財政の状況につきましては、急速な高齢化の進展、医療技術の高度化による医療費の増加などに伴い、歳出がふえ続けている一方で、近年の景気後退による保険税収入の伸び悩みなどにより、歳入の確保が困難な状況となるなど、国民健康保険

制度の構造的な課題となっております。

本市におきましても、これまで保険者としてできる努力として、医療費の適正化や歳入の確保などに努めてまいりましたが、保険給付費や各種拠出金の増加などにより厳しい状況が続いているところであります。

今後におきましても、平成23年度の決算時において国民健康保険財政調整基金を繰り入れる必要が見込まれ、また、平成25年度までの財政状況の推計においても約3億円の累積赤字額が見込まれるなど、さらに厳しい財政状況になることを予測しております。

このような状況を踏まえ、国民健康保険特別会計の収支の改善を図り、もって国民健康保険事業を健全かつ安定的に運営するため、国民健康保険税の税率の改正を行うものであります。

なお、改正に当たっては、住民負担が過重とならないよう、国民健康保険財政調整基金を繰り入れ、赤字見込み額の一部を賄うこととしております。

何とぞ慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（脇本茂紀君） これより質疑に入ります。

11番。

11番（松本 進君） それでは、市長の提案を受けて幾つか質問したいと思います。

事前の説明も若干受けておりますけれども、国保運営協議会が2月6日に値上げの答申ということをしておりまして、ここの内容を若干見てみますと、平成24年度、25年度、2年間で見込まれる約3億円の累積赤字額について、1億1,000万円は基金を使って賄う、残り1億9,000万円が足りないから税率改正を行うんだというような答申でありまして、3億円のうち1億1,000万円は基金の活用ということでありまして、この1億9,000万円を税率改正した場合に1人当たりの保険税はどのくらいになるかということをお聞きいたしましたら、平均ですけれども、1人当たり7万7,168円から8万7,273円、1万105円ですか、13.09%の負担増と、値上げになるということでした。

こういった提案を踏まえて、残り1億9,000万円、2年間でこれだけ足りないということになりますから、年間にすれば9,500万円ということですね。ですから、1億1,000万円は基金を賄うと、あと1億9,000万円のうちのこれをどうするかということで、端的に伺いたいのは、1億9,000万円の不足分のうち、年間にすれば9,500万円。この財源の捻出といいますかね、ほかにも基金がこれだけあるから、私

は十分可能だと。確かに、よその自治体もどんどんいろいろ上げていますから、よそが上げるから私も上げるという考えもあるんでしょうけれども、私は今の市内の状況、暮らしの状況、先ほど市税条例にかかわって一定の話をしました。ですから、暮らしの面から見れば、こういった年金がだんだん減らされる、収入が減らされる、そういう中でこういった保険税、介護もいろいろ提案される予定ですが、医療や介護や、そういった根幹部分が負担がふえてくるということでは、本当に大変な事態が起こってくるということがあるわけですから、1つ目は、端的に聞きますと、年間にすれば9,500万円のお金がないと。私はその9,500万円なら、基金を、さっき1億1,000万円は活用するのは評価しますが、もう少し思い切って、残りの1億9,000万円、1カ年で言えば9,500万円、これはやっぱり基金の活用は十分可能だと。だから、こういった活用の努力は本当にされてきて、基金がこれだけあるけれども、いろいろ使い道を張りつけているから、もうどうしようもないんだと、1億9,000万円はどうしても足りないからお願いするんだということになるのかどうか。私はそうじゃなくて、1億9,000万円、2カ年で、これは基金の財源は十分あるという立場から、市としてももう少し努力をすべきじゃないか、財源の捻出を本当に考えているのかなということについて第1点目にお尋ねしておきたいと思います。

それから、2点目の点は、この国民健康保険制度そのものの設置目的、これを私は繰り返し今いろんな場で聞いています。それはこの国民健康保険制度がどういったものか、位置づけが国民健康保険には明記されています。ですから、あえてこういった場で聞きたいのは、国民健康保険法の、まあ、国民健康保険制度ですね、この設置目的は国民健康保険法の第1条に何と書いてありますか。

この2点だけをちょっと質問してみたいというふうに思います。

議長（脇本茂紀君） 市民健康課長。

市民健康課長（森野隆典君） まず、議員御質問の税の値上げ分として補てんする、2年間で1億9,000万円、これを基金のほうで追加で計上ということですが、基金をこの2年間で一遍に全部使うということになりますと、その後の国保財政の状況というのは結果、赤字を先送りするということになりますので、基金は底をつくということになります。基金というのは、この目的からして、不測の事態に備えるための保険給付等の5%程度は従前に確保しておきたいという前提のもとに、基金を年次的に取り崩していくというふうに考えており、今回、24年、25年で1億1,000万円の基金の投入という額を

算出しておるもので、残りの1億9,000万円につきましては、申しわけないことですが、税の上昇分ということでこれを賄いたいというふうに考えております。

また、2点目の御質問でございますが、第1条ですが、この法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とするというふうでございます。

以上です。

議長（脇本茂紀君） 11番。

11番（松本 進君） 2点目の質問は、やっぱり御答弁いただいたことは本当に大切なことだと思うんですね。よくあなた方はこれまで相互扶助で互いに支え合っている保険制度だから、こういった値上げなんかとは平気で言うておられましたけれども、これは国民健康保険法の第1条には、国民健康保険の向上に寄与するという社会保障としての観点が見記されているわけですね。ですから、私は特に言うのは、憲法で定める生存権、社会保障の規定で生活保護というのがありますけれども、いろいろ今度は一般質問にもかかわりますけれども、こういった生存権を脅かす事態が今負担の面で見ても起こっていると。ですから、こういった制度上そうなっているなら、地方自治として可能なやっぱり努力をして、負担を軽くするということの対策が当然求められてしかるべきだと思うんですね。確かに私もこれまで言ったように、この国保の財源の厳しさというのはどこの自治体も苦労しています。だから、私は竹原市の独自の責任がすべてだというのは決して言っていません。第一義的には国の大きな役割があるし、私はその役割がだんだんだんだん縮小されて、地方の負担か、加入者の負担か、今加入者の負担が大変なことになっているということを繰り返し申しています、言っています。ですから、第一義的にはやっぱり国の働きかけできちっとこういった皆保険制度の根幹である国保制度を守るために、しっかりやっぱり国の財源を出してほしいと、出すべきだというのは、繰り返しいろんな場で要望してもらいたいというのは第1なんです。

しかし、それと同時に、全部ただ、ただと言ったらおかしいけど、確かに65歳以上、前に医療費の無料化というのがありましたが、医療費もだんだんだんだん負担が多くなってきたり、こういった保険税も上がったというのには現実がありますけれども、そこまで無料化というのは一遍には難しいんでしょうが、今の時点では少なくとも抑える努力っていうんかね、さっき言った1億9,000万円なら1億9,000万円を足らないのならどうするかという面で、私はあえて質問しました。ここは地方自治体としてもできる努力

の範囲ですからね。

それで、今、課長答弁がちょっと気になるのは、私は基金の活用ということを申しあげました。だから、どここの基金の活用というのは言いませんでしたね。だから、課長は確かに国民健康保険基金のそのこの範囲の分しか言っておられないんだろけれども、確かに国保財政調整基金というのは22年度末で4億5,100万円ありました。今度は23年度末の決算見込みでは2億1,000万円、これを取り崩されるとい、新年度予算でまた1億1,000万円取り崩すのかもしれませんが。しかし、私が言っているのは、基金全体で言えば、この国保財政の基金だけじゃなくて、市が持っている財調や退職、いろんな手当の基金含めて、率直に言わせてもらえば、49億円近く全体であるわけですね。その国保会計はその中の一部ですけれどもね。だから、49億円近く、49億6,000万円近くの基金があつて、その中でいろいろ考えはあるんでしょうけれども、私は教育関係とか、福祉とか、図書館とか、そういった文化活動の基金は取り崩さないでおこうという私の考えですけれども、それを除いても46億円近くお金があるわけですね。

ですから、あえて今聞いたのは、この46億円のいろんな基金からいろいろ張りつけがあつて、この46億円はもう使えないんよと、いろいろ支出目的があつてね。それで、もう財源の捻出がどうしてもできないと、だから、1億9,000万円の値上げの改正をお願いしているんだということなんかどうかをもう一回ちょっと確認したいんですね。だから、今の答弁は国保基金の平成22年度末の現在高が4億5,100万円ありました。それが今年度末の決算見込みですけれども、2億1,000万円に減る、それが今度は新年度でそこから取り崩す、全部私が言うようにやったら、なくなるというのはわかりますよ、この基金がだんだん減っているわけだから。国保基金はね。これはわかりますけれども、私は今、全体の基金では国保の基金を含めて財政調整基金とか都市基盤整備基金なんかは10億円近くもある、全体では49億円近く、49億6,000万円の基金が見込みとして平成23年度末ではあるわけですからね。この分の福祉や教育関係、そういったものは少なくとも除いて、46億円近いお金はあるじゃないかと。ここの財源から1億9,000万円が本気で出せないのかどうかを、もう一回確認しておきたいというふうに思います。

議長（脇本茂紀君） 市民健康課長。

市民健康課長（森野隆典君） 基金についてのお尋ねでございますが、議員御指摘の49億円の基金というのは、財政課のほうからの資料に基づきまして、この金額というのは財

政調整基金、退職手当基金、減債基金等全部を積み上げた数字49億円ということで一応確認をさせていただいております。

ただ、こうした基金というのは、それぞれ目的があって造成されておるものでございまして、それぞれ目的別に使用範囲というのは決められておるのが基金というものでございます。したがって、49億円の基金から国保のほうにとすることは原則的にできないことですし、先ほど御答弁の中で申し上げました国保財政に関する基金につきましては、議員御指摘の23年度のときの4億5,000万円、この基金のことを答弁の中で申し上げたということで、これを今後、年次的に取り崩しながら運営をし、取り崩すとともに、料率の値上げということで今回御提案をさせていただいておるという状況でございます。

以上です。

議長（脇本茂紀君） 11番。

11番（松本 進君） ちょっとそこは説明がおかしいんじゃないかと思うんですけども、基金の目的はそれぞれ財政調整基金、退職手当、減債、ダム、地域振興、都市基盤整備、それぞれあるんですよ。それはあるのはわかっていますよ、だから。あって、その総額が49億6,000万円、決算見込みでね、今年度末でありますよと、そのうち国保の財政調整基金もあるんですけども。だから、私が言いたいのは、財調や都市基盤整備や、それが張りつけでもうこれが動かせんのかということ、これは財政課になるんですかね。だから、そういう検討をされて、もうそれが張りつけてね、もう使う予定があって、もうコンクリートで動かせんのかということとは違うじゃないですかということをするわけよね。それはだれが見てもそうなんだから。だから、その1億9,000万円なんかを、たしか3億円足らんうち1億1,000万は基金から取り崩す、国保基金からね。だから、ほかの財調基金、使い方としては国保基金を使い切ることになるんかもしれませんけれども、国保基金を使って足らなければ、ほかにたくさんあるじゃないですか、何十億いうお金が。この46億円いうお金の中から1億円、2億円はどこからでも引き出せると、自由に使えると、市長の判断で使えるお金じゃないですかと。それはそうなんですから、コンクリートじゃないんですからね。だから、そこを確認しているわけですよ。コンクリートでもう、そう言うても決まって、使い道が決まってコンクリートでいうんじゃないでしょう。だから、そこはわかっているわけですから。その努力がされているのかどうかという面では、この公の場ですから、市民の命と健康いうたら大げさかもしれんが、そうなんですよ。これだけ値上げされたら、ますます負担が重くなって、今でも

決算によっては資格証明書や短期証が、22年度は資格証明書が38件、短期証が177件、21年度も資格証明書と短期証明書で219件、こういったずっと二百数十件台が資格証明書と短期証でやって、私らから見たら、ほんとに医療を受けたい、受診したい、そういったことが抑制されている。命と本当に健康にかかわる大切な問題じゃないかなと。だから、お金がないから医療が受けられないということはあってはならないというのは社会保障の観点じゃないかなと。憲法25条の生存権とか、私は今、これは改めて何回も言っているのは、ここの視点が、今、竹原市の行政にも私は欠けているんじゃないかなと思うんですね。ですから、本気で考えたら、負担を抑制するために、値上げを抑制するために、基金の1億円や2億円はどこからでも引き出せると、そういうことをあえて私は指摘してやっているわけですからね。

ですから、これは3回目ですけれども、市長にぜひ聞きたいのは、こういった、先ほど言った平均で1万円以上の値上げ、13%の保険税の値上げ、これが竹原市民の暮らしにどうかかわってくると考えますか。そこはぜひ市長、最後に答えてください。これだけ大きな値上げを提案するんだから。

それと同時に、私の指摘は間違いなんですか。

(「間違い」と呼ぶ者あり)

基金が46億円あるじゃないですか。それは間違いなら間違いで、これがコンクリートで使えないよというのは、この公の場ではっきり言ってください。うそかそうかすぐわかるわけだから。

(「使えんもんじゃいうて言わないか」と呼ぶ者あり)

それは使えん、本気でそうやって、あんたが確信持って言えるなら、この公の場で言ってくださいよね。ほかの財調基金とか、いろんな面が使えないかどうかをね。この場で、だから、さっき言った財源が本当に努力してできなくて、1億9,000万円頼むんか。みんなに、市民にお願いすると。そうならいいんだけど、四十何億円お金はためとって、ここの中から崩せんお金なら別なんだけど、崩せるじゃないか。崩せるお金を置いて、こんな値上げは今の時期はおかしいということで、市長はどういう影響があるんかということと、本当に基金は崩せんと言われるなら、この場で正直に言うてくださいよね。3回目の質問。いや、市長に言わにゃ、わかるまあが。

議長(脇本茂紀君) 市民生活部長。

(11番松本進君「あんたが責任持って答えられるん

か」と呼ぶ)

市民生活部長（谷岡 亨君） 1点目の御質問、基金の取り崩しについての御質問でございます。

基金はそれぞれ、議員今御指摘のとおり、さまざまな種類の基金を造成いたしております。それぞれの基金について、これは基金条例を設定いたしております。その中でそれぞれの基金の運用、活用については、その中で規定をされておまして、その目的に沿って基金を使うというふうに規定をされておるものでございます。そういった意味で、国民健康保険特別会計の場合は国民健康保険財政調整基金がその役割を果たしておるということで、今回はその国民健康保険財政調整基金から繰り入れを、取り崩しをさせていただいて、一定に税率の上昇分を抑えるような形で今回税率改正のお願いをさせていただいておるものでございます。

また、国民健康保険制度につきましては、社会保障、社会保険の中でいろいろある中で、医療保険制度のある中で、一番最後のとりでというようなことで国民健康保険がございます。そういった中で、一定には公費と、それから保険料というような形でこの制度の事業運営をさせていただいておるものでございますので、一定の受益と負担という中で、今回御負担をお願いすることに、非常に厳しい状況ではございますけれども、やむを得ず、このような形で御負担をお願いすることになったものでございます。何とぞ御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（脇本茂紀君） 12番。

12番（吉田 基君） 国保税を値上げすることによって、一体この国保会計が何年間維持できるか、この展望を安易に、それは据え置いてずうっと我慢して努力していくということになれば、竹原市の財政はパンクするんじゃないんですか。極論言っていますよ、私は。何年間かはもつでしょうけど、ほかの事業にも影響を与えるし、会計いうのはこれだけじゃないんでしょう。

それでまた、これ3年か5年か、いつかの時期にはまた上げなきゃいけないような推計になっているんじゃないんですか。そこらあたりのところをしっかりと私たちに提示して、そして、市民の皆様にも何らかの形で、広報でちょろちょろと出すんじゃなくて、こういうふうな国保会計になっているんですよと、医療費の抑制ということが、言いくいけど、一番の課題じゃないんですか。社会全体、国、県、竹原市も。竹原市だって国保会計に負担しとんですから。それで、個人負担、被保険者負担があって維持されてお

るわけですからね。それは松本議員が言うようになりゃ一番ええ。それは市長だつてそう思うとんじゃないんですか。だから、あいまいもこでずうっと行くと、やはり大きな禍根というか、負債を、負の遺産を後世に継承していくということになっちゃいけないと。

だから、私はそこらあたりの将来の展望と、そして、市民に対して御理解と周知をどのようにしてやっていくか、これ今回だけでおさまらんとしますよ。今、竹原市の高齢化も、国の高齢化もどんどこんどこなっているんでしょう。もう皆さん方もテレビや新聞で耳にたこができるぐらい、社会保障費の問題で消費税10%値上げせにゃいかん、景気は悪うなれ、もう負の連鎖が起きようとしとるのが今の日本の国ですから、少なくとも竹原市だけはそういったことをいつも注視しながら、健全財政と将来の継続した財政運営を確立していくということが、今、私は松本さんが言っていることようわかるんですよ、わかり過ぎるぐらいわかる。しかし、あえて私たちは医療費の抑制なんかよう踏み込まんすよ。国がやらなきゃいかん問題であり、私たちには荷が重過ぎます。できることは、医療のような展望と御理解をいただく、周知していただくということをどのようにしていくかということが一番大事じゃないかと私は思います。この点について理事者側として、値上げをしていく立場として、どのように考えておるか、私たちにもきちっと説明をお願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 市民健康課長。

市民健康課長（森野隆典君） 今回の料率の改正につきましては、24年、25年を見込んだ改正ということにさせていただいております。これにつきましては、今後もさらに竹原市の国保加入者における高齢化が進む、あるいは医療費や後期、介護などの拠出金もふえていくという見込みでありまして、これに対して保健事業などに取り組んで積極的に医療費の適正化、あるいは抑制ということを、議員御指摘のように、市民に広報を図りながら、医療費の適正化、抑制化ということにつきまして、例えば、集団検診の促進でありますとか、いわゆる早期発見、早期治療における全体としての医療費の抑制というふうな観点を今後もさらに積極的に進めていくということで、医療費の抑制を全体を図っていきまして取り組んでいくこととしておりますが、なお、今後の見通しを立てるに当たりましては、さらにこの医療費というのは伸びていくというふうな見込みを持っておりまして、これに対して今回24年、25年の税率改正をお願いするものです。

ただ、その後、25年以降の見込みにつきましては、現時点で既に国保の制度については税と社会保障の一体改革とか、いろいろ国のほうの動きがございます。また、国保の広

域化といった状況もございますので、2年後の見直しを行うに当たりましては、こうしたものも参考にしながら、さらに、現在進めております国に対して国保の制度改正を積極的に市長会等を通じて行っておるところでございますが、こうした国の制度改正というのも2年後には何らかの方向というのは当然見えておるはずですから、そうしたものも勘案しながら、料率等のことについては検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（脇本茂紀君） 6番。

6番（道法知江君） まず、要するに負担増ということだと思っておりますけれども、市民の皆様負担増ということになると、これは本当に医療費のぎりぎりのところの状況ではないというのはよくわかるんですが、であるならば、負担をお願いするのであれば、市としてこういったことを今まで一生懸命投げかけて、そして苦労してきたんだと、声をかけてきたんだということが何かがないと、いきなり市民の皆様としたら、負担のことだけがやっぱり生活、生きるということにかかわってくると思うんですけれども、そういう点でちょっと質問をさせていただきたいんですが、特定健診とか、または人間ドックとか、そういったこと、要するに病気にならないようにするための努力というのは、本市としてはどのようにされてきたのか。そして、受診率の向上ということですね。厚生労働省のほうが予防できることはしっかり予防していきましょと、病気にならないようにしていこうということを打ち出しをされてから、一体、本市としてはそのことに対してどのように果敢に挑戦をされてきたのかということをお伺いしたいと思います。

医療費がかかる、医療費の抑制をどうするかということは、本市だけではなく、日本全体の問題ではないかと思っておりますけれども、それに対して、本市はどのように将来かかってくるであろう医療費に対して、積極果敢に特定健診、人間ドック等、健診に対する受診率の向上に向けてどのように努力をされてきたのかということをお伺いしたいと思います。

それと、滞納の繰越分についても、今の現状はどうなのかということもお聞きしたいと思いますし、先ほど先輩議員がおっしゃっていたように、国保は当然国のほうが、また広域化として考えていけないといけないという、広島県自体もそういう方向にはやっと向かいつつあるのかなと思います。にもかかわらず、この時点で値上げをとったことの根拠をぜひ教えていただきたいと思っております。

医療費の減額効果ということを一体何%今回医療費が上がっていくということに対し

て、それでは、医療費の減額効果はどれぐらい見通しをされているのかということもあわせてお伺いしたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 市民健康課長。

市民健康課長（森野隆典君） 医療費の抑制対策ということについて、どのようなことをしてきたのかということについてお答えをいたします。

まず、国保啓発指導員による多受診、重複受診者への訪問指導の実施、これにつきましては、被保険者の相談や啓発のさらなる強化のために指導員を増員していく計画もございます。そのための予算も前年度に引き上げる予定で今後も積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、これは昨年の12月に実施をしたところでございますが、後発医薬品の差額通知の実施ということで、これにつきましては、いわゆる新薬に対して後発医薬の推奨ということで、それによって単価の減を図るということで最終的にこれが医療費削減に結びつくものと考えております。これを今後も積極的に続けていきたいというふうに考えております。

また、特定健診、特定保健指導、その他健診の受診率の向上ということで、これにつきましては、残念ながら県内でも竹原市の状況というのは芳しい状況ではございませんが、受診率の向上、これは議員御指摘のように、早期発見、早期治療という観点からもぜひともこの健診というのに取り組んでいきたいというふうに考えております。これに対して未受診者への電話での啓発により、その受診率の向上を図っておりますし、今後もさらに個別勧奨という形で受診率の向上を目指していきたいというふうに考えております。

また、いわゆる保健センターと連携をしまして、それぞれ積極的な医療費削減に結びつくような保健事業の展開を図ってまいりたいというふうに考えております。

さらに、適正化という観点から、レセプト点検の充実強化ということにも取り組んでいきたいというふうに考えております。

こうした事業をそれぞれさらに積極的に進めることによって、総体的に医療費の抑制には取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（脇本茂紀君） 税務課長。

税務課長（沖本 太君） 国民健康保険税の滞納繰越分の状況という御質問でございます。

国民健康保険税にかかわらず、市税も含めまして、滞納額につきましては財産調査等を強化する中で滞納処分を強化し、その解消に努めているところでございます。そういう状況でございます。ちょっと収納率のほうで説明をいたしますと、ちょっと調定額の関係であれなので、収入済み額でこの滞納繰越分の状況を御説明いたしますと、平成19年度が収入額といたしまして約2,950万円、20年度につきましては3,270万円、21年度につきましては2,770万円、平成22年度につきましては2,590万円と、そういった推移となっております。

以上でございます。

議長（脇本茂紀君） 市民健康課長。

市民健康課長（森野隆典君） 済みません。答弁漏れがございました。

広域化が進められるのに、何でこの時点で値上げするのかというふうなお尋ねでございました。

これにつきましては、23年度決算見込みを立てるに当たりまして御説明させていただいております、それまでの繰越金で対応しておったのが、繰越金も全部使い、さらに基金のほうも一部取り崩すという状況で、23年度の決算の見込みを立ててございます。これに基づいて、24年度の予算を算定するのに当たりましては、やむを得ず料率の値上げをお願いせんと、24年、25年の予算というものは見込みが立たないというふうな状況はございます。

広域化の流れにつきましては、先ほど申し上げました税と社会保障の一体改革も含めまして、今後の話でございますので、これも含めまして、2年後の見直し時にはこうした国の動向等を勘案しながら、料率等の決定についてはその時点で検討してまいりたいというふうに考えております。

よって、今回、24年、25年の2年間の料率の改正ということで今回提案をさせていただいたという状況でございます。

以上です。

議長（脇本茂紀君） 6番。

6番（道法知江君） 委員会でも資料ということで運営協議会の議事録を手元に見させていただいているんですけども、委員の皆様の中には、いつから上がるんですかということに、24年から上がるようなことですかというような委員の方からの声があったりですね。じゃ、一体、この医療費の減額効果というのは何%ぐらいなんですかという具体的な

数字を見越されているのかというような質問がされていたりとかありました。その中を見ますと、やはり先ほど課長のほうから御答弁いただいているんですけども、広島県の中においても、健診の受診率が非常に低いと、県内においても低いということは、もうずうっと低いんですよ。それに対してどう努力をしてきたのかということをお聞きしたかったなと思ったんですけども。

運営委員会の先生方の議事録の中には、やはりかかりつけ医をしっかり持つことが大事であって、先ほどから言うように、病気になってかかるのではなく、病気になる前の予防が本当に医療費削減に効果があるということをおっしゃっているんですが、このことに対して広報とか、そういうことをしていますからということだけでは、まだまだ一向に受診率が上がってこないという現実があるわけなんですね。これはやはりどこかでしっかり修正していただいて、受診率の向上に向けて、本当に医療費削減に向けての努力というのが、ここで本当に24年度で行政の行政マンによる本気の立ち上がりというのが必要ではないかなというふうに私は思います。

皆さんに声をかけているんだけど、なかなか対応してくれませんということでは、このまま続行して医療費が膨大に上がっていくということはわかっておりますので、何かもっと踏み込んだ広報の仕方、また、市民の皆様に対する啓発の仕方というのが非常に大事になってくるのではないかなと思います。

答弁の中でちょっと答弁漏れがあったと思いますので、この医療費の減額の効果は、じゃ、何%ぐらい見越されているのかということをもう一度お伺いしたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 市民健康課長。

市民健康課長（森野隆典君） 医療費の減額の効果についての見込みという数字は持ってございません。現時点で持っておりますのは、いわゆる高齢層の方に特に医療費が高くなっているというふうな傾向というのは想定をしておるところでございますが、いわゆる削減の効果について具体的に何%の効果があるというふうな状況につきましては、現時点、手元のほうには持っておりませんので、よろしくお願いたします。

議長（脇本茂紀君） 6番。

6番（道法知江君） 値上げをするわけなので、値上げをした部分、じゃ、どれぐらいの減額になるのかということだけでも数字は出ていないということになるんですかね。市民の皆さんに負担増ということを実際に今からお願いしていかないといけないというのはわかるんですけども、それに伴うところは何とか大まかに何とか賄っていくために、ある

程度の数%、何%ということすらも、なかなか見きわめができないという現状だというふうに私の解釈でよろしいのでしょうか。

最後の質問になると思いますので、それとともに、やはり何遍も申し上げたいんですが、やはりかかりつけ医、かかりつけ医、かかりつけ医といっても、専門職のお医者さんがいない場合もあります。竹原市内では。じゃ、それはどうするのかと。例えば、女性ならば、じゃ、どこへ行ったらいいのかとか、そういう問題、これから浮上してくると思います。それは本市はどのように、かかりつけ医を持ちなさいと一方では言うておきながら、専門職である先生方がいらっしやらないという、この医師不足というこの現状を本市はどのようにしていくのかという問題と、何回も繰り返しますけれども、今までどおりの受診率の低迷では一向に、幾ら上げてても上げてても尽きないというふうなことが予想されますので、ここでしっかりと本市の受診率ということを目標の数値というのはせめて2年後先ということを見越して、2年後にはこれぐらいの受診率を向上していきますという決意が必要ではないかなと思います。よろしくお願ひいたします。

議長（脇本茂紀君） 市民生活部長。

市民生活部長（谷岡 亨君） 道法議員のほうから御提言、いろいろ御意見をいただいております。

1つは、医療費の削減効果ということで御質問いただきました。

この効果を具体的に数値であらわすというのはなかなかこれは難しゅうございまして、実際にちょっとはじくのができていないという、また、効果を測定するのが非常に難しいというようなことで御理解をいただきたいと思いますが、おっしゃられるように、医療費の適正化、あるいは抑制に向けての市民の皆様、あるいは個々の加入者の皆様のほうへ周知、広報、啓発するということ、これ非常に大事なことだと思っております。国保加入者の皆様のお一人お一人の医療機関へかかるその行動のところが、どういうふうな行動をしていただくかということで、これは一つ御提案ございました、かかりつけ医という部分で、かかりつけ医のその地域のお医者さんにかかりつけ医になってもらうというのが一般的でございますけれども、そこで、身近な医療の治療と申しますか、医療といいますか、クリニックの部分はその地域のかかりつけ医のお医者さんに見てもらって、それから、さらに専門的な、あるいは高度な医療が必要な場合は、かかりつけ医の紹介状を持って次の病院でありますとか、高度医療ができるところへ行くというような形ですというのが一般的なやり方でございます。こうすることによりまして、一定に医療費の抑制が確かに

図られると。現にこのようなことを取り組んでいる自治体もあるというふうに伺っております。現に効果も出ているというようなお話も伺っております。本市としてはこういったことぜひ広報、啓発する中に盛り込みまして、ぜひかかりつけ医を持ちましょうということのひとつ広報してまいりたいというふうに考えております。

それから、ごめんなさい、受診率の向上についてのお話がありました。

先ほど課長のほうからも御答弁申し上げましたように、なかなか受診率が上がらないという状況がございますが、これにつきましては、来年度、個別に勧奨するというような方法も取り入れて、積極的な勧奨に向けての対策を講じていこうというようなことで考えておりますので、それによりまして向上を図りたいということで考えております。ひとつよろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） この案件に関しましては、去る民生産業委員会におきまして、その基金は一体、一般会計から積み立てたものか、あるいは税金を取り過ぎちゃって繰越金が膨らんじゃって、やむなく財政調整基金として積み立てた、もっと言やあ、被保険者が積み立てた貯金なのかということも指摘をさせていただいて、同時に、国民健康保険財政が極めて複雑なものなんですね。それで、今まで委員会とか、この本会議場においてもしばしば単年度収支が実質赤字であるとかということと言われるんだけど、現実的に国保の単年度収支を構成する、例えば、国民健康保険法が強制的に竹原市長に命じたところの一般会計繰入金が入るとるんですかどうですかということも疑問に思うから、民生産業委員会において、本会議が始まるまでにその国保財政、特に単年度収支の赤字だとおっしゃられるんだから、過去10カ年分を提示されたらどうですかということについて御提言申し上げたが、今日に至るも、全くその資料が提出をされておられません。そのことにつきまして、市長のほうにも強く抗議を私は申し上げておきます。

そして、その中で出てきたのが、安定化計画に係る資料だけが民生産業委員会関係の議員に配付されたところですよ。それで、同時に、民生産業委員会に傍聴に来ておられた小坂智徳議員が総務文教委員会において、国保の運営協議会に関する議事録等の資料を要求されて、そして、総務文教委員会の委員、そして、傍聴に参加した委員に配られたわけですよ。

そこで、私は果たして市長が壇上において説明をされた提案理由が本当にそうなのかと、こう聞きたいんですよ。それで、国民健康保険運営協議会の会長さん、商工会議所

の専務理事でありますけれども、私もどんな感じで答申をなされたのかな、商工会議所の会員さん、この不景気な中で大変税の問題、とりわけ税の中でも最も高いと言われておる国民健康保険税の増税に関して、そんなに簡単に賛成はしがたいだろうなど、こういうふうに思って私も読ませていただいたんですよね。

それで、そうしますと、市長の答申を出す前に、市長はお聞きになつとるかどうかわかりませんがね、永井会長の締めくくりですよ。答申を出して、3月議会で承認を得れば、4月1日から施行ということになると思います。もう1つ、ハードルがあります。我々のところはやむを得なく税率改正は仕方ないですという格好でお話はさせていただきます。あと最終議決のところは市議会というところになりますので、3月議会で議案提案されて、そこで議決が承認になれば4月1日から改正という格好になります。ですから、文章化されておりますから、物の評価というのはいろいろあるかもわかりませんが、私は会長とすれば、本当は嫌よと、反対じゃ言いたいんじゃないというような雰囲気を読み取れますよ。本当はね。それで、その審議の過程も、どちらかといえば、そういう雰囲気ですよ。

そこで、嫌々ながら諮問どおりの答申をせざるを得なかったのはどういうことかというのと、2月6日に竹原市長小坂政司様、竹原市国民健康保険運営協議会会長永井克典として出された国民健康保険税の見直し案についての答申ですよ。どういう脅し文句じゃったのか。結局は、広島県の事務実地指導を踏まえ、平成24年度、平成25年度の2年間で見込まれる約3億円の累積赤字額について1億1,000万円を基金で賄い、残り1億9,000万円を税率改正で対応することを了承すると、こうですよ。提案理由というのは、国民健康保険運営協議会に示した内容と全く違うんですよ。県が脅しをかけとるんですよ。ですから、1月14日に管内の広島県内の国保担当課長を集めて、その当時、県の高垣治彦医療保健課長が言うとするのは、今後、予想される広域化について国の方針はのまざるを得ない。ならば、実施に際し、保険料の統一などハードルを越えてもらわなければならないと理解を求めたと。それで、結局、本当の広域化というのは、国が県に求めたのは、もともとは県でやってくれということだったわけでしょう。だったんですよ。ところが、全国知事会があっかんべえ言うたんですよ。そして、いやいやほんまじゃから聞いといてね。そして、後期高齢者と同じような形で県のほうは全国知事会のほうは、そういう形で取り組もうということで、後期高齢者広域連合と同じ方策をとろうとしとるんじゃないですか。

それで、マスコミ報道とかいろいろよれば、県内の国民健康保険税の格差が1.5倍あるねと。それで、恐らくもうそんなに時間的な余裕はないんでしょうよ。この2年後

いうんが一つの目安なんじゃないんですか。

そこで、恐らく、例えば、例を出していいかどうかわかりませんが、大崎上島町、後期高齢者で6,000万円か7,000万円、一般財源から繰り入れとったのを、これを正規の形で処理しなさいという形で基金がほぼ底をついた形ですよ。それで、国民健康保険についても国民健康保険税は非常に安く抑えて、医療費ははるか、県内でも非常に高いところにあるわけですよ。それで、その財政調整というか、まあはっきり言やあ、竹原市は上げにゃならん理由は私はないと思っとる、私はね。だから、国の指示に従って、赤字のところを助けてやらにゃいけんけえ、広域化に向けてね。それで、一遍に上がるわけにいけんけえ、段階的にやっついこうという形の中でやってきとるじゃないですか。

そこで、改めて、今、もう一遍、補足として、補足としてですよ、どなたが説明されるんか知らんが、そうした実態を踏まえて、市長が提案理由で述べられた補足説明をしていただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

議長（脇本茂紀君） 市民生活部長。

市民生活部長（谷岡 亨君） 提案理由の補足説明ということでございますね。

（7番宮原忠行君「国保運営協議会のあれを要求を踏まえて、要は県の強い主張じゃいやあえんよ」と呼ぶ）

国保の運営協議会の中の県の指導といいますのは、実地指導のお話でございますね。これについては、国保の財政調整基金の積立残高の額について、おおむね療養給付費等の5%程度という指導を受けているという中での記述をさせていただいております。

国保の広域化等につきましては、今のところ、いつごろどうなるということは具体的にはスケジュール的なものはまだ示されておりませんが、県のほうでも広域化に向けての検討をされるということで、昨日ですか、新聞報道があったと思いますが、そういった動きは確かにございまして、その中で一定には進められていくものというふうには考えております。

しかしながら、今回の値上げにつきましては、これはあくまでも竹原市の国保財政を見るときで、23年度の決算見込み、また24年、25年度の医療費の見込み、それに対する財源として、国、県の公費、あるいは保険料がどのような状態になるのかというのを見込みまして、今回、1億1,000万円を基金から繰り入れをさせていただき、残りの部分

について税率改正という形で、まことに厳しいところではございますが、加入者の皆様に御負担をお願いするということでの税率改正の御提案をさせていただいておるものでございますので、何とぞ御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） 議長のほうにお願いをしたいんですが、委員会において今の単年度収支の収支決算、各項目あるわけですよ。それを出してくれ言うてるんですが、出ておりませんので、予算ときまでに議長のほうでのその分を出していただくようによろしくお取り扱いのほどをお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。そういうことでお願いします。

それで、今の、そもそもよ、そもそも国民健康保険いうんは、昭和三十五、六年じゃったと思うけれども、法ができて、それで、61年ですから35年ですかね、今、皆保険、それで、それで進めたけれども、もともと低所得者を多く含んだわけですね、国民健康保険はね。もっと言えば、所得なしの人も、その当時でいえば、今どう言うんか知らんけど、痛風じゃ、中気じゃ言うて、うちのおじいさんなんかも出たりしていろいろしよったからあれじゃけれども、もう所得が全くなくても、どうしても国民健康保険税は応益部分いうんがかかってきますよね。かかってきますよね。そこで、当時はまだ町村会じゃったろう思うんですけれども、町村会が、市長ね、国に対してとてもじゃないけれども、国の制度として、よく松本議員がおっしゃられるように、社会保障としての国民健康保険だから、何としても社会保障の責任を有するところの国が財政の面倒を見てくれということで、低所得者への財源対策いうかね、これをしてきたわけですよ。それで、いろいろあるが、例えば、一般事務費に関しても、それはやはり被保険者にかけるわけにはいかないから、それは国で見ましようということで、必要額を交付税の算定基準の中に入れたわけですよ。そうでしょう。それで、恐らく昭和63年だったと思うんだけど、今の低所得者への安定化策が、今度は安定基盤制度になったかね。それで、恐らくそのところで国、県、市で一定率を、いけば国民健康保険法が認めるところの負担金繰入金として措置化してきたわけですよ。それで、そのほかにもいろいろありますよ。私はそこに大きな疑問持っとる。63年当時のね。それで、それが私もよく覚えとりますけど、私が入った当時が森川さんが市長だったんですね。それで、選挙対策とかいろいろあったんでしょう。赤字の期間がどの程度だったかは私も覚えてないんですけど、私らが入る前にもう赤字じゃったんですね。赤字じゃったですよ。それで、かなり思い切った税率改正をし

て、かなり上げちゃったんですね。恐らく昭和56年か57年当時じゃったと思うんじゃないけれども、それからの間も相当の期間も据え置いたままなんですよ、市長。本来、国民健康保険制度とか、あるいは国民健康保険税法でいえば、本来すべきは来年度の医療費がここまでかかりますよと、そして、国や県の負担金というか、拠出金がここまでありますよと、それで、一般会計からの繰入金がありますねと、法定のね、それで、被保険者が診察を受けられたときの負担金、一部負担金、この総額をあらわしてしなきゃならんのです。ですから、基本的には、ほかの税目と違って、納税義務者に対する課税標準額いうんはないんですよ。そうでしょう。じゃから、課税、それらを見込んだ上での実質的な保険料を竹原市全体として何ぼ必要とするんかということですよ。課税標準総額ですかね。それで、その課税標準総額をそれぞれの納税義務者に対して、一定の方式に従って案分をしていくということでしょう。

じゃから、そこら辺の議論は国民健康保険運営協議会においても全くなされてない。民生産業委員会にもあらわされてないんですよ。それで、現実問題として、6番議員のほうから、医療費どうするんやと、現実問題として、安定化計画を平成21年つくっておられますよね、現実に安定化計画を達成せんかったから、達成できなかったからですよ、現実問題として補正予算も出てきておるわけでしょう。それで、私はそもそも今の国民健康保険制度の中に基金制度というのは、私は法定化されてないと思っておるんですよ。国民健康保険の第何条に国民健康保険法の財政調整基金がありますかね。これ事実上の私は制度として、全体的に国民健康保険税、療養費が払えんようになっちゃいけんけえいうことで、ある程度余裕を持ってそれぞれ、どう言うんかね、税を納税義務者に対して配布してきたことは事実なんでしょう。そして、余ってきた。そして、それが積み上がったというような形なんじゃろう思うんですよ。それで、不治の、例えばインフルエンザとか、あるいは、どう言いますかね、何でもいい、とにかく予測もしない感染症とか流行病がはやったときは、基本的には予備費を充てておく話でしょう。そうでしょう。ですから、私はいきなり、本来そうした不治のときに備えた場合が予備費であって、これもその療養給付費というか、その一定額というのが恐らくは法定をされとるんじゃないんでしょうかね。そうでしょう。それで、予備費が足らなかった場合は、例えば、こういった部分について、恐らく特別調整交付金で国や県の応分の負担はしますよという制度になつとるんであって、国民健康保険の財政調整基金でやるような法的な枠組みになつとるかどうか、その点についてははっきりと御答弁を願いたいと思います。第何条か示してくれよ。いやいや、ないん

じゃから。不治の病は予備費。

議長（脇本茂紀君） 3時10分まで休憩いたします。

午後2時53分 休憩

午後3時10分 再開

議長（脇本茂紀君） 休憩を閉じて会議を再開します。

引き続き議案第9号の質疑を行います。

理事者の答弁をお願いします。

市民健康課長（森野隆典君） 基金の積み立てに関する御質問についてお答えします。

基金の積み立てにつきましては、国民健康保険の保険者の予算編成についてという国からの通知に基づきまして、国民健康保険財政の基盤の安定強化する観点から、基金の保有額については、保険給付費の平均年額の5%以上に相当する額を積み立てるようというふうな通知がございまして、これに従って、これを目途に基金を造成しておるものがございます。

以上です。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） 国民健康保険制度に関しては、今の、どう言うか、分権推進法というか、また地域主権改革関連法というか、いろいろそういう流れの中で、果たして、例えば基金の保有が固有事務なんか、厚生労働省の役員がつくった一遍の通知がどこまで法的効果を持つんか。国民の代表としての国会で、まさに国民の意思として制定された、定率された法じゃないということよのう。そうでしょう。ですから、私が申し上げておるように、今の国民健康保険法の中に基金というものはないでしょうと。それは単年度、単年度の療養費の見込みと国庫負担金等をしたもんで立てるから、もともと制度の本来の意味からいやあ、あり得んかったんじゃないけど、事実としてそれが積み上がってきたから、その一定の基準を指し示そうかないうことで、厚生労働省の事務通知として来たもんでしようということをお申し上げておる。それで、余り長くなってもあれなんで、また一般質問のほうでもあのせんといけませんもんですからね。

そこで、もう一、二点ほど確認させていただきたいんですが、聞くところによると、竹原市の今年度の国民健康保険も収納率がいいねというようなことですよ。それで、これが実は全国的にもいいんですよ。そこで、一応厚生労働省の分析あたりでは、市長よう聞いてってくださいよ。今年度、収納率が上がったのは、全国の自治体における、どの程度

かわかりませんよ、どの程度がわからんけれども、減免制度が拡充をされてきた結果、それが収納率の向上にどうもつながっておるようだ。こういう分析をしてマスコミ報道でなされておるわけです。それで、そののところがどういうふうに考えるかということと、それと竹原市の国民健康保険の減免規則がどうかということとあわせてね。それと、予備費について、国はどういうふうな指導をしておるか。もっと言えば、その数値が何ぼで、それで、その基準に従った23年度当年度、来年度はいいですよ、予算特等でやらなきゃならんから。そうすると、それが何ぼで、現実に23年度予算で組んだ予算が、予備費が何ぼなのかについて、お答えを願いたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 税務課長。

税務課長（沖本 太君） 国民健康保険税の本市における減免制度の状況という御質問でございます。

本市における減免規則の内容につきましては、国民健康保険税が前年度の所得に応じて算定されるという大きなルールがある中で、失業ですとか廃業、または疾病などによって急激に担税力が落ちた。また災害などによって非常に家計の支出が多くなって税負担が難しくなった。そういった方を救済する目的でもって、今のところは制度が設計されているところでございます。

以上でございます。

議長（脇本茂紀君） 市民健康課長。

市民健康課長（森野隆典君） 予備費に関しての御質問でございます。予備費につきましては、先ほど基金の積み立てにつきまして御説明させていただきました通知と同じ中がございますが、予備費については保険給付費の3%以上の額を計上するように努めることというふうなことになっておりますが、実際にはこの金額によって、その予算計上はされておらず、本市の23年度の予算につきましては、7,000万円ほどの予算額となっております。

以上です。

（7番宮原忠行君「それで3%になるの。差額は何ぼになる」と呼ぶ）

3%。

（7番宮原忠行君「療養費の3%。予算は7,000何ぼでしょう」と呼ぶ）

そうです。保険給付費に対して3%。

(7番宮原忠行君「その3%を積み立てた場合に、額は
何ぼになるの」と呼ぶ)

3%を積み立てた場合については、

(7番宮原忠行君「資料がないなら資料がないで」と呼
ぶ)

ちょっと手元にはないんですが、おおよそ6,000万円ぐらいになろうかと思えます。

以上です。

議長(脇本茂紀君) これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

11番。

11番(松本 進君) 私は今回の国民健康保険税、大幅な値上げに反対をしたいと思います。

竹原市で1人当たり平均ですけれども、1万105円の負担増、13.09%の負担増ということは、今の暮らしの中で、大変大きな負担増となって、生活を脅かすというふうに私は考えるものであります。この国保税の国民健康保険制度というのは、先ほど私も質問しまして、答弁がありましたように、国民健康保険法第1条で、社会保障制度だということが明確に位置づけられておりまして、国がこういった国保制度に対する、皆保険制度に対する重要な責任を果たすということは当然なんですけれども、この国庫負担の割合を見ると、80年代には国民健康保険の総収入に占める国庫負担が50%から、現在では25%以下になっております。したがって、先ほど言っているように、私は第一義的には社会保障制度として国が重要な役割を果たすのは当然だということは繰り返し指摘したとおりであります。そして、この竹原市としても、可能な努力をすべきだということで、私は今回の先ほど言った大幅な値上げ、これを実施されると、高い保険料がさらに高くなって、納税者の負担、滞納とか、いろいろな深刻な事態が起こる。そうすれば、資格証とか短期保険証、こういったペナルティーが科せられたり、国保税の差し押さえが行われたりということで大変な事態が起こる。こういった悪循環になると思うんですね。ですから、私は今回のこういった大幅な値上げは、先ほど言いましたような、いろんな基金の財源は十分にあるわけですから、財政調整基金だけでも21億円以上もあります。これは財政調整のための基金です。ですから、どう考えても2カ年で1億9,000万円。こういった

財源は基金からでも私は十分可能だと。竹原市でもこういった最低限の努力として、基金がないのなら別なだけけれども、こういった財源があるわけですから、今の状況からすれば、こういった基金を活用してでも3億円、全額基金から活用して値上げを抑制すべきだと。これは十分可能だと。私はこのことを強く指摘して、今回の値上げには反対をしておきたいというふうに思います。

議長（脇本茂紀君） 12番。

12番（吉田 基君） 本議案に対し、賛成の立場で討論に参加いたします。

確かに竹原市の財政を見る限り、基金残高総額53億円。このことは事実であります。しかしながら、使える基金というものは、都市基盤整備、あるいは財調、これらの基金残高が大きくなってきたのは、ひとえに理事者側の一定の努力と、さらに言うならば、中四国のフェリーにおける還付金、中央広域行政組合における還付金等々が大事にして今日の累積を、結果をつくってきたと言っても過言ではないと思います。また、今後、竹原市の将来展望を考えると、多くの事業がいまだ道半ばと言ってもいいと、このように思います。およそ私が考えるには、財政の弾力性を維持しつつ、将来展望の基盤整備、あるいは竹原市の将来ということを考えてみた場合に、安易にこの基金を使っていくことはできないというふうに思っております。

確かに国保会計について、松本議員の言うところに私も一定の理解はいたしております。いわば本当に苦しい選択であろうかと思えます。でき得るならば、このまま国保税を一定の範囲の中で維持していくことが理想的ではあると思いますが、諸般の情勢をかんがみ、私は今回のこの提案に対し、賛成をいたします。

議長（脇本茂紀君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（脇本茂紀君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10

議長（脇本茂紀君） 日程第10、議案第10号竹原市水道事業の設置等に関する条例及び竹原市事務分掌条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

[事務局職員朗読]

議長（脇本茂紀君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第10号竹原市水道事業の設置等に関する条例及び竹原市事務分掌条例の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、目指す将来像「住みよさ実感 瀬戸内交流文化都市 たけはら」の実現に向けて、必要な施策や事業を積極的かつ戦略的に展開するとともに、市民ニーズなどに的確にこたえ、質の高い行政サービスを効果的かつ効率的に提供する市民本位の組織体制とするため、所要の規定整備をするものであります。

改正の概要であります。経営感覚や経済性の発揮が求められる上水道事業・下水道事業において、将来的な事業運営展望も視野に、水道事業と下水道事業を初めとした都市基盤整備等との連携強化を図り、計画的で効率的、かつ適正な行政運営を推進し、住民サービスの向上を図るとともに、各事業の専門的な知識の習得など職員の人材育成を図るため、「建設産業部下水道課」と「水道課」を廃止し、「上下水道課」を設置するものであります。

以上、改正の概要を御説明申し上げましたが、今後とも社会経済情勢や行政課題を踏まえながら、市民起点による行政運営の確立や組織力の向上に積極的に取り組むとともに、市民に信頼される人材の育成を図り、市民本位のまちづくりを推進するための体制づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

何とぞ慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（脇本茂紀君） これより質疑に入ります。

11番。

11番（松本 進君） それでは、市長の提案を受けて質問をしてみたいと思います。

1つは会計のことでかかわってお尋ねしたいと思うんですが、水道事業の会計と公共下水道事業の会計は明確に区別された会計処理で、それぞれの目的があるというふうに私は認識しております。それが今回の行政組織の改定された場合には、一体的に運営されるんかなということで、それぞれの企業会計上の、とりわけ水道事業の公営企業の独立採算制という、これがどういうふうに担保されるんかなということをお尋ねしておきたい点が1つであります。

2つ目は、この組織図を見ますと、現在は総務部、市民生活部、建設産業部の3部

長制であります。この組織図を見ると、新たに公営企業部ということで4部制になって、部長を1人ふやして4人の体制といいますか、部長体制ということで管理部門がそういう強化ということになるのでしょうか。そういうふうにとめていいのかどうかを2点目として伺います。

そして、現在の水道課の職員、公共下水道の職員数、それぞれ現在、今何名配置されているのかをお尋ねしたいし、今度は新年度は新しい体制ですから、今、明確に言えるのかどうかわかりませんが、少なくとも人数の体制というのが維持されるのか。今度一体的になったから、大分縮小になるのか。そういった大まかなところがわかればちょっと教えていただきたいということでもあります。

議長（脇本茂紀君） 企画政策課長。

企画政策課長（豊田義政君） 3点ほどお尋ねがございました。

まず、会計の件でございます。企業会計と一般会計とどのように処理していくのかというお尋ねであったらと思います。地方自治法に基づく長の事務組織と、それから地方公営企業法に基づく公営企業の組織というのが、そもそも別組織で、議員御指摘のとおりでございます。会計事務を今、水道のほうは公営企業会計ということで処理をさせていただいております。それから、下水道のほうは特別会計なんですけど、公営企業会計ではなく一般会計といいますか、特別会計で公営企業ではない処理をさせていただいております。

今後につきましても、課は上下水道課ということにさせていただくんですけれども、引き続き会計については、水道については地方公営企業に基づいて公営企業会計を、それから下水道については特別会計ということで、課は一体的にできる部分と、そういうふうに会計処理の部分については、公営企業部分と一般会計部分というふうに分かれてやる部分ということで、運用というか、やってまいりたいというふうに考えております。

それから2点目に、部長を1人置いて4部体制になるのかというお尋ねがございました。おっしゃるとおり、部長を配置しまして、ほかの部は組織変更を部に関しては予定をしておきませんので、部については4部ということになります。人事の話はまた別な、これからということになるらうかと思えます。

それから、現行の職員数と改正後の職員数というお尋ねがございました。下水道課が現在8名おります。それから水道課が現在11名でございます。これを統合した後の人員につきましても、こういう一体となるということで、ちょっと大きな組織改正をやるのです。

で、大きなというか、水道会計と下水道については、大きな改正になりますので、現行を基本としまして人員配置を考えておりますけれども、現行の数を基本ベースにしまして考えておりますけれども、具体的な数字についてはこれからということになってございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（脇本茂紀君） 11番。

11番（松本 進君） 1つは、会計処理の分はそれぞれ今違いはちょっと述べられましたし、私も指摘しました。それで、要するに下水道と水道事業と一体的にして会計処理は分かれてやるんだという、形式主義的な実務問題はそれで通るのかもしれませんが、今度は同じ上下水道課ですよ。同じ課の中で違った会計処理、実務的にはそれはできんことはないんですけども、私が言っているのは組織上の関係の分と、例えば、さっき言った部長の体制の問題も、ちょっと心配なのは、1つ部がふえる。そのとき部長も1人ふえるのかどうかということも確認をしながら、改めて質問したいと思うんですけども、部は1つふやす。それに伴って部長も1人ふやすのかどうかをまずお尋ねしておきたい。

それと、同じ部長の中で、会計処理の違う指導をするというのは、それは実務上のことだから、それはできないことはありませんけれども、実際、運用の面で、独立採算性にも持つ部の中の事業と、同じ部の中で一般会計の処理、それに伴う事業というのは、何か一緒に団子にしてやっておくというのは、形式的にはできるけれども、現実の問題として、私はそういう仕方が適切な対応なのかどうかということをお尋ねしたい。部長も違うというなら今と一緒にですから。だから同じ部にされる。部長も新たにふやすのかどうかということも確認しますけれども、それちょっと教えてください。

それと、同じ部の中で、違った会計処理やる。実務上できるかもしれんけれども、その部長がこっちはこっち、こっちはこっちです、違った分がね、現実問題としては、そういった運用の仕方が行政組織としてふさわしくないというのが私の意見なんです。だから、そこについてもう一回お考えを示してください。

議長（脇本茂紀君） 企画政策課長。

企画政策課長（豊田義政君） 部長の件と、それから会計処理の件について、再度お尋ねがございました。

まず会計処理の関係、メリット、デメリットも含めてでございますけれども、今回の改

正の趣旨でございますけれども、将来的な事業運営を視野に、水道事業と下水道事業を初めとした都市基盤整備部門、これの連携を図るということで、例えば、料金徴収は今までも連携してやっておるところなんですけれども、そういったことがさらに連携が強化できて住民サービスの向上につながるかと、それから工事部門も水道を掘り返して下水道を掘り返してというようなことも、今でも連携をしてやっているところなんですけれども、そういったことはさらに連携していけるということ。それから水道はもう完全にこれ法律上、企業会計をどうしてもやらないといけないということになっているんですけど、下水道会計もできる規定で公営企業部門ということで、そういう意味では経営感覚とか経済性という感覚の部分、これは共通するものがあるだろうということで、統合のメリットというのは非常にあるという認識でございます。ただ、下水道事業につきまして、これが即公営企業会計にいけるかどうかという点は、中でもいろいろと種々議論をして、県とか他市町も含めて検討したところなんですけれども、下水道について、まだ現在の普及率とかいうことも考えますと、なかなか公営企業会計に一足飛びには下水道については行けないだろうということがございます。そういったこともございまして、引き続きといいますか、水道会計については、公営企業の会計で、それから下水道については、現行の特別会計で。ただ、1つの課になるわけですから、会計は違うといっても連携できる分は連携して、効率的な執行に努めたいというふうに考えてございます。

それから、部長の件でございますけれども、部は設けさせていただいて4部制ということで、人事については、これからということで御理解いただければと思います。

以上でございます。

議長（脇本茂紀君） 11番。

11番（松本 進君） 人事はだれを張りつけるかというのはこれからなんだろうけれども、人事にかかわってだれだれということではなくて、私が確認したかったんは、今までは3部で3部長、それが今度1つの部をふやした。というのは、部長を1人ふやすのかどうか、具体的にAさんというんじゃなくてね。常識的には部長を1人ふやすんかなということで、私らから見たら管理部門を強化するんかなというふうにちょっと思いましたので、その確認です。

それともう1つは、公共下水道事業の将来については私も意見を持っています。簡単には前に説明会では意見を述べました。ですから、将来的にもちょっとどうかなという公共下水道の、今あなたのほうからも企業会計への移行というんかな、それはなかなかすんな

りとはということも言われました。私も率直にそういう意見を持っています。それと現在での4月1日からそういった提案ですからね。だから、企業会計、会計処理上のほうは、それは1人が兼任してもそれはできますよ、見てやればいいわけでしょうから。いろいろ勉強も要るでしょうけれども。私はそういった実務上のことだけではなくて、そういう独立採算性が使命である水道事業の課長なり、そういう職務の分と、今度は部長制で一体化になって、あなたの実務上のほうは合理化になってうまいふうにできるという考えかしらなくても、こういう組織問題をきちっとやる場合には、公営企業法の実務はもちろんだけれども、そういった組織体制もきちっとやっぴり独立させてやらないと矛盾が起こる。1つの部長で、企業会計と一般会計ということが今の提案ですからね。だから、こういった分は目先の分で何とかそれはがっとまぜてできるよというよりは、きちっと原則を踏まえて対応しておかないと。どうしてもやるなら、その見通しがついて、何年先かわかりませんが、公共下水道の企業会計、そういった見通しがついてからでも私は遅くないと。やるとした場合ですね。ですから、今は、ぱさっと焦って企業会計も一般会計も一緒くたにして、その指導体制も一緒くたにしてやるということ自体が、原則からしたらやっぴりおかしいんじゃないかと思うんですよ。そこをきちっと、そうじゃないというのが言えますか。そこだけ最後に答えてください。あと部長が、人もふやすんかどうかも答えてください。

議長（脇本茂紀君） 副市長。

副市長（三好晶伸君） このたびの組織改正につきましては、先ほど市長のほうから御答弁申し上げましたように、経営感覚や経済性の発揮を求められる上水道事業、下水道事業において、将来的な事業運営展望も視野に、水道事業と下水道事業を初めとした都市基盤整備等との連携強化を図ると。また、計画的に効率的かつ適正な行政運営を推進し、住民サービスの向上を図るとともに、各事業の専門的な知識の習得など、職員の人材育成を図ることも一つの目的でございます。そういった意味で、このたびこういった組織改正に臨むということでございます。

そして、2点目の部長の配置の問題でございますが、これはこれから人の配置については早急に定めていきたいというふうに考えております。

議長（脇本茂紀君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

11番。

11番（松本 進君） 私は反対は意見を上げて述べておきたいと思うんですね。

それで、原則を踏まえた組織改革をしないと、将来やっぱり必ず禍根を残すということで、私がこれまで指摘したんは教育関係の問題なんですよ。あれはだれが見てもおかしいですよ。しかし、あなた方が強引に押し切って議会の議決を得たからと言うけれども、一たんそれは提案してやったけれども、何年かしておかしい事実があるなら改めるぐらいの大きなものをもってやっぱり行政組織を運営しないと、ただ今、公営企業である原則と、一般会計の原則、それが同じ部長の中で、組織原則から見たらおかしいな、だれが見てもおかしいんですから、間違いないと思いますよ。だから、その分の底辺にある説明はあなた方はない。一体的運用で効率的な行政運営という言い方はされるけれども、組織原則からしたら、私は間違った対応の提案だということだけは指摘して、この反対討論としたいと思います。

議長（脇本茂紀君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（脇本茂紀君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、会議時間を延長いたしておきます。

日程第11

議長（脇本茂紀君） 議案第11号竹原市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（脇本茂紀君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第11号竹原市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、公営住宅法の一部が改正され、公営住宅に入居することができる者の収入基準について条例を定めることとされたことなどに伴い、必要な規定の整備を行うものであります。

改正の内容につきましては、公営住宅に入居することができる者の条件として、市営住宅の家賃を滞納していないことを加えるとともに、収入基準について、入居者が身体障害者である場合などにあつては21万4,000円、その他の場合にあつては15万8,000円とするものであります。

何とぞ慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（脇本茂紀君） これより質疑に入ります。

11番。

11番（松本 進君） それでは、質問に入りたいと思います。

端的な質問は、公営住宅法の第1条がありますけれども、こういった設置目的は何ですか。明確にひとつ答えてください。公営住宅法の第1条に掲げている設置目的ですね。これをちょっと明確にお答えいただきたいということ。

それから、大変気になるのは、確かに市営住宅の家賃を滞納したことがいいとは私は決して言いませんけれども、今、数年前にリーマンショックなり、そういった事態が起こって、派遣切りとか雇用の不安定化で、即社宅から追い出されたり、住む家がなくなったりということで、路上生活者ということがマスコミでも報道された。これは記憶に新しいところだと思うんですね。ですから、私、滞納が決していいとは言いませんけれども、仮に市営住宅を滞納する、こういった人はもう入居資格がないというふうな今回の提案ですよ。

それで、そうした場合、民間住宅なんか、もちろんボランティアなら別なんだけれども、普通でしたら、家賃が払えない、そういった滞納しているという状況があれば、民間住宅にも入れない。そういった場合、さっき言った路上生活じゃないけれども、こういった事態が想定されますけれども、その辺、市長はどのように認識されていますか。

議長（脇本茂紀君） 都市整備課長。

都市整備課長（有本圭司君） まず1点目の市営住宅の第1条、設置目的でございますが、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低所得者に対し低廉な家賃で賃借し、国民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とするということがございます。

それから、もう1点目の質問の滞納の件でございますが、今まで現条例では、市税を滞納していないことを規定しておりますが、このたびの市営住宅を滞納していないことにつきましては、今までも運用で適用しておりましたので、今回、この条例改正を整理するこ

とによって、新たに条例で明確にしたということでございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（脇本茂紀君） 11番。

11番（松本 進君） 2点目は、これまで適用してきたということを私は聞いているんじゃないくて、これがもしそういうことになれば、民間住宅も入れない、そういった人は市営住宅も入居資格がなくなるわけですから、入れないことはもちろんなんですけれども、民間住宅なんかも入れない。ボランティア以外は別としてということを申し上げました。要するに、こういったどこも住むところがない、そういう場合は路上生活になるというふうに私は認識するんですけれども、市のほうはどのように考えますかということをやっと2点目としてお尋ねしました。確認します。

議長（脇本茂紀君） 都市整備課長。

都市整備課長（有本圭司君） まず2点目の御質問ですが、まだ原則といたしましては、やはり公営住宅というのは皆様の税金で建てられておることが大前提でありますので、公平、公正の観点から、そういった形での税とかを滞納しておる方については、やっぱり市営住宅については入れないということがございます。ただし、そういった非常に住むことに困っておられるとかいうことで、福祉関係等でいろいろ相談を受ける中で、生活保護を受けられて、何とか住むところはないだろうかという形の上での相談については、私ども住宅課としてもそういう形の相談には応じているという現状がございますので、その点、御理解をしていただきたいというふうに思っています。

以上でございます。

議長（脇本茂紀君） 11番。

11番（松本 進君） 私はあえてこういった、税金の滞納問題のときも私は反対しました、明確にね。だから、今回もそれは同じなんですけれども、あえて公営住宅法は、こういった住宅に困窮する低所得者のために低廉な家賃で貸し出すんだと。それで、国民生活の安定、社会福祉の増進ということが大前提なんです。確かに家賃の滞納とか税金の滞納というのは、私はいいいとは思いません。しかし、さっき言った、いろんなこれまでの雇用問題とか派遣切りとかいうことで、本人の責任じゃないうちに、ああいう住むところから追い出されてしまう。いろいろ努力されて、いうことも事態も起こるわけですよ。ですから、私もこういった、1つはそういう家賃の滞納とか税金の滞納なんかも起こり得る

ことですよ。だから、それがいいということではなくて、そういう起こった人にも私は、先ほど言っているのは、国保で言いましたような、本当に憲法の生存権、これは国の一つの社会保障ですけれどもね。ここの国の生存権という社会保障の中には、私はこれをそもそも忘れてはいけないというのは、ここの中には滞納があろうが何しようが社会保障として生存権をきちっと守りますよということが建前なんです。だから、あんたは滞納しとるけん、税金払っていないけん、この社会保障だめですよということは一つも書いていないんですよ。

だから、これはやっぱり今大切なことであって、私は住民福祉の増進というんが本来の市の最も大きな仕事の柱だと思うんですよ。だから、憲法の生存権と、この住民福祉の向上ということ柱にして、こういったやっぱりいろんな施策も考えなくてはいけない。確かにいろんな滞納が、私は滞納者を弁護するわけではないけれども、しかし、そういったことの指標にして、こういった住むところがなくなって路上生活とかということが、そういうことがあっていいのかどうかと、こういうことが考えられるじゃないかということについてはやっぱり、そういう人が全部生活保護で対応できるんですか。そこをもう一回やっぱり、私がさっき言った生存権の問題とか、市の本来の責務ですよ、住民福祉の増進、住民福祉の命と健康を守ると言ってもいいかもしれない。こういった根本精神を忘れて、ただこういった自由主義で、いろんな面であんたの努力が足りないから派遣切りになるんだとか、それは追い出されてもあんたの責任よということだけでは済まん事態が今起こっているという面では、市としてやっぱりこういったきちとした対策を考えなくてはならない。だから私は今こういった条件を設けること自体が、そういった人の救済にもならないし、ぱさっと切ることになるんじゃないかということについて、どう考えますか、お尋ねしておきたい。

議長（脇本茂紀君） 副市長。

副市長（三好晶伸君） 公営住宅法におきます目的は、先ほど申し上げましたように、住宅に困窮する低所得者に対して、低い家賃で賃貸することによって市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するという事で、議員御指摘のとおり、これは本当、社会福祉施策であるというように我々も認識をいたしておるところでございます。そういった意味でいえば、公営住宅法における精神に基づいて、そういった方に対する相談業務から、今、都市整備課長が申し上げましたように、生活保護だけじゃなしに、あらゆる社会福祉施策について相談に乗って、できるだけ可能な限りそういった方に対する保障を行っていきたく

いうように考えております。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） 公営住宅は、松本議員がおっしゃられるように、低所得者対策として行われたことは事実なんですね。それで、なかなか法律が全部丸々変われば、またそこら辺の理念的な整理もできるかもわかりませんが、なかなかそれもうまくいかないの、地域主権改革関連法、やっぱり出ておるんですね。それで、公営住宅についても、例えば、既存の公営住宅が低所得者向けに所得基準が設けられておるから、その一定の基準を超えて入りたい人、例えば、子供を有する世帯とか、若年世帯ですね。そこが入れないから、今の地域改革関連法に基づいて条項を整備して、入居条件の所得条件を緩和するというか、上げて若い世代に高齢化した公営住宅、兵庫県のほうですけれどもね。これ県ですけど、それで、高齢者と若い世代の交流を図って、その公営住宅団地というか、これの活性化を図ってこういうことで、所得制限の緩和をしたような例があるんですよ。

竹原市においても、どう言うんですかね、ある程度まとまったところはそんなに空室はないと思いますけれども、ある程度、例えば、平家とか2階建てのところはかなりの部分あいておるところありますよね。そうしますと、やっぱりそうした何とか竹原市の公営住宅の実態に合わせて、世代間交流が図れるような居住空間いいですかね、地域空間いいですかね。それで、例えば、よくあるのは、母子世帯もふえてきた、父子世帯もふえてきた、とりわけ母子世帯の場合は貧困率も高いんですよ。それで、また、母子家庭、離婚とかいろんなことで別れてくると、いろいろと孤立しがちといいますかね。それで、そうした形の中で、皆さん、例えば、一つの公営住宅の中で一定にまとまってそうした母子世帯が共同に生活できるいうか、支え合ういうか、そういうものがあれば随分助かるんですけどね、お互いが支え合えてと、こういうような話もあるわけですよ。

それで、読みますとね、これ、ことしの27日の朝日新聞なんですけど、そうしたいろいろ具体的なことが書いてあるわけですよ。それで、内閣府の地域主権戦略室においては、こういうふうに言うておるんですね。国の基準を丸写しするのではなく、住民の要望を反映した施策に生かしてほしいと。この地域主権改革関連法は、まさにそれぞれの自治体の知恵比べとしての姿をあらわすいうかね、そういうふうにとらえられているわけで、そこら辺について、来年の3月末ですかね、これまでにまだまだ関連の条項についても整備をしなければならんような状況にあると思うんですよ。それで、そういうことも踏まえて、どう言うんですかね、まさに竹原市の実情に合った、そうした公営住宅なら住宅、そ

のほかにもいろいろあるんですよ。保育所の問題もあるでしょう、いろいろありますけれども、そこら辺の問題をまさに竹原市の職員というか、英知が結集して、例えば、よそから視察に来てくれるようなところでまで高めていただけるような努力をしていただけたらどうかと。そうした意味で、今の公営住宅についてもそういう検討をしていただけるものかどうかについてお尋ねをしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

議長（脇本茂紀君） 副市長。

副市長（三好晶伸君） 地域主権の一括法に基づいた中で、先ほど来、議案第5号、第8号についての関連、そして、この11号についても、その一部を改正する条例案については、まさに地域主権法の中で、地方が独自に工夫をしながら、これから考えていかなければならないと。

御指摘のとおり、新聞によると、公営住宅の入居条件や保育所の広さなど、国が全国一律に定めた基準というものを各自治体が条例で見直す動きが出ております。そういった中で、公営住宅についても低所得者世帯が優先的に入れるような所得基準の設定であるとか、あるいは若者向けの若年層の入居を促すものとか、さまざまにございます。そういったことについて、先ほど来、申し上げておるように、市町内において、いろんな他市町のいろんなバランスも考慮しながら、市独自の考え方をもって地域の実情に応じた事業をこれから展開してまいりたいというように考えております。よろしくお願いたします。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） 恐らく来年の3月までに28本の法律の97条項が対象になっておるようであります。それで、問題は、法律全体が変わって、全面改正で、その法律の理念とか目的とかいうのは、今の時代に合うたような形になれば一番見やすいと思うんですけども、しかし、現実問題としては、法が制定された当時の目的とか理念とかというものをそのままの形にして各条項の整備ということになりますから、なかなか理念を重視するといえますか、従来の法の解釈とか、原理主義的解釈いいますかね、そのことと今の時代に合わせた、もっと言えば法が変遷をして新しい秩序が形成された場合の法の理念とか目的の解釈の仕方等ですよね。これについても、やはりもう少し、どう言うか、勉強していただくとか、研さんをしていただくとか、そのところの理念とか目的と、現代的に変更しなければならない条項との整合性について、説明が整合性を持ってできるように御努力をしていただきたいと思います。答弁は結構ですから、そういうことでお願をいたしておきます。

議長（脇本茂紀君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

11番。

11番（松本 進君） 私は、この11号議案に反対をいたしたいと思います。

その理由としては、先ほど来、質疑でも申し上げましたように、この市営住宅の家賃の滞納問題、あるいは税のこともありますけれども、こういった問題を市営住宅の入居資格に条件とすること自体、先ほど申し上げた憲法25条の生存権を私は犯すことになるし、ましてや自治体の本来の仕事である住民の福祉の増進を図るということにも、この責任を放棄することになる。そして、公営住宅法の第1条の設置目的、これからも私は反することになるというふうに考えます。ですから、こういった市営住宅の家賃の滞納問題、これを入居条件にすることには、これに限定して反対をしたいというふうに思います。

議長（脇本茂紀君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（脇本茂紀君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12

議長（脇本茂紀君） 議案第12号竹原市介護保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（脇本茂紀君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第12号竹原市介護保険条例の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、介護保険事業計画に基づき、平成24年度から平成26年度までの第1号被保険者の保険料額を算定するとともに、介護保険法施行令の一部が改正されたことに伴う保険料率の特例を定めるものであります。

介護保険事業につきましては、法令の定めに従い、市町村の基本指針に則して、3年ご

とに当該事業の健全かつ円滑な運営を行うための事業計画を定め、当該事業に係る保険料について、年間の保険料を所得の状況によって6段階別に定め、第4段階の額を基準額として、条例で定める保険料率により算定された額を課することとされております。

改正の内容につきましては、このたび、年齢65歳以上の第1号被保険者に係る保険料の額について、計画に基づき高齢者数、要介護認定者数の推計、保険給付に要する費用の見込み額等を根拠に算定した結果、年額6万4,080円を基準額とする保険料率に改正するものであります。

また、介護保険法施行令の一部が改正され、保険料所得段階が第3段階及び第4段階の者のうち、前年の合計所得金額等の額が低額であるものについて、特例標準割合を定めることができることとされたことに伴い、特例標準割合を第3段階の者にあつては70%、第4段階の者にあつては95%とし、保険料率の特例措置を定めるものであります。

何とぞ慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（脇本茂紀君） これより質疑に入ります。

11番。

11番（松本 進君） それでは質問に入りたいと思います。

今回の介護保険料の値上げというのは、私の計算では平均が15.2%の値上げで、第4段階の基準額の人では5万5,620円が年額6万4,080円と、平均15.2%だというふうに認識しております。

そこで、第1番目の質問としては、基金のことを国保でも申し上げましたが、この介護保険の基金が介護給付準備基金、これは今年度末で決算ベースでしょう、決算見込みでしょうけど、平成23年度末で4,156万2,000円の残というふうにちょっと伺っております、この準備金の活用は新年度では活用して、そういった国保ではありませんけれども、基金の活用して、これだけ足りないから、1億9,000万円ですか、国保ではそういう説明がありました、介護保険の保険料の算定に当たって、この介護給付費準備基金、これが新年度ではどうなるのか。この基金の活用がされて、こういった値上げになっているのかどうか、これが1点確認を求めておきたいと思います。

それから、2つ目には、国保で申し上げたような、全体の基金では相当大きな基金がありますし、財政調整では自由に財政の調整をするという趣旨の基金も約21億円あります。こういったことは十分検討されてきたのかどうか。そのことについて、確認になるのかと思います、質問しておきたいと思います。

それから、広島県に設置されていると思うんですが、財政安定化基金、これが県の基金としてあろうかと思うんですね。それで、各自治体の保険料の負担を軽減するために、この県の取り崩しということも法律で見ても、できるようになっておりますので、こういった活用もされたのかどうか説明を含めてお答え願いたい。

それから、次の質問は、これは市長にぜひ伺いたいのは、国保でも質問しましたけれども、端的に言えば、国保が上がる、こういった介護保険が上がる、後期高齢者医療保険料も上がる。これは議決にはありませんけれども、広域連合で上げております。それと、さっき市税条例では、均等割の負担が上がる。そういう面では、年金がそれ以上に上がるなら、年金生活者で見ればですね、給与所得者でもそうですけれども、景気が上がって給料がぼんぼん上がりよるなら多少の負担はやむを得ないかなということになるかと思うんですが、今はだれが見てもそうではありませんからね。ですから、こういった国保や介護保険料や医療や年金は下がる。おまけに均等割もふえると。本当どこを見ても大変だなというんが私の率直な意見なんですね。ですから、こういったもので市長に、いろいろ答えにくいんかもわからんけども、あえてこういった提案されているわけですから、こういった負担というのはどのように市長は考えておられるのかなという率直な意見を伺っておきたいということでありませう。

それから、あとは3点目で、新年度予算はこれから審議されるんでしょうけれども、仮にこういう値上げをした場合、介護保険制度として全体のこういう運用でやられるんでしょうけれども、市独自で先ほど地域主権改革とか、地域のことは地域で考えていこうじゃないかという全体的な大きな流れがありますよね。ですから、そういう面で考えると、さっき言った15%の、私らから見たら大変大きな値上げだけれども、今の竹原市の状況を考えたら、市独自の施策としては、こういった負担軽減につながるような措置といいますか、これはやっぱり必要なんではないかなと。そういった点があれば、ちょっと説明、市独自の負担軽減につながる施策があれば、ちょっと伺っておきたいなというふうに思います。

議長（脇本茂紀君） 福祉課長。

福祉課長（大宮庄三君） まず1点目の基金の活用はされているのかと、介護給付の準備基金ということでございますが、向こう3カ年の計画の中で、今言われた4,100万円を投入する。要するに介護給付準備基金について、ほぼ全額を取り崩して投入をして負担の軽減につなげていくと、こういうふうに予定をいたしております。

それから、全体の基金についてでございますが、介護保険の事業費につきましては、50%が公費、50%が保険料で賄うということになっております。そのうち、これまで第1号被保険者、竹原市が賦課徴収している65歳以上の方の保険料につきましては、その50%のうち20%が第1号被保険者、第2号被保険者が30%とされていたものが、来年度から国において第1号被保険者が21%、第2号被保険者が29%、あと公費のほうは国が25%、市と県が12.5%ずつというふうな割合になっておるわけですが、そういった意味で、それに伴う介護保険料の増というものもおおむね月額基準額におきまして259円ぐらい増をすると、こういったことも見込まれております。そういった意味で、介護給付の準備基金につきましては、そういう形で投入をいたしますが、そういう負担割合等も勘案いたしましての保険料の設定ということでございますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

財政安定化基金でございますが、これにつきましては、市と国と県が3分の1ずつ出して、県のほうにおいて財政安定化基金というものをつくっております。これは介護保険財政が逼迫したときに、あるいは赤字になったときに、その財政安定化基金によって補てんをすると、こういうものでございますが、これにつきまして、国のほうから平成24年度に限り、この一部を取り崩していいよという通知が参っております。それによりまして、広島県におきましては財政安定化基金を一部取り崩しまして竹原市に交付の予定というふうになっています。その金額が実は900万円ということでお聞きいたしておりますので、この介護保険料全体の運営には大きく影響しない額というふうに認識いたしております。

それから、市独自の負担の軽減策ということでございますが、先ほどの市長の提案のほうにもありましたが、第3段階が75%であるものにつきまして、これにつきまして、5%新たに減額をいたしまして、70%のものをつくると。これは所得に応じてでございますが、そういったこと。これは国のほうにおいて、政令において保険者、市においてそういったことをしてもよいということになっておりますので、その第3段階に新たに特例標準割合を設ける。こういう形で、従前、4段階の基準に特例標準割合を設けまして、7段階であったものが、新年度、24年度から26年度の計画におきましては、8段階の設定にいたしておるところでございます。

議長（脇本茂紀君） 市民生活部長。

市民生活部長（谷岡 亨君） 市民、住民負担の件でございます。国保、あるいは介護

等、あるいは市税等の負担が一度にふえることによって、市民負担についてどのように考えているかということをございます。今日の社会経済状況においては、市民の皆様の暮らしが非常に厳しい状況にあるということで、そしてその負担につきましては、介護保険の中では、先ほど課長のほうが申しあげましたような軽減という措置を中に盛り込むというようなことで、可能な限りの負担軽減策を図りつつも、介護保険においては3年に1回、事業計画の見直しというような形で、こういう改定を今回お願いするというような状況になっております。

介護保険制度につきましては、高齢者の皆様が住みなれた地域で生き生きとした生活が送れるよう、次の24年度から26年度の3カ年の計画を立てさせていただきまして、その中で必要なもの、いわゆる給付費について、先ほど課長が申しあげましたように、公費の部分と、それから保険料の部分で賄うということになっておりますので、その給付については、一定にはやはり高齢化が進む中で、要介護度が上がるという中で、給付費についても伸びるというような状況がございますので、そのあたりは御理解をいただきまして、そうは言っても、先ほど介護保険準備基金の投入を図りながら、一定には抑制をする中で、やむなく御負担をお願いするというふうな状況になっておるところでございますので、その点につきましては十分御理解をいただく中で、改正をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

議長（脇本茂紀君） 11番。

11番（松本 進君） こういった介護保険料の値上げで市民生活がどうなるか。その認識についてはぜひ、市長は答えにくいんかもわからんけれども、ここはぜひ市長に答えてもらって、どういう思いで提案されたのかということを含めて、介護保険料の値上げをするわけだから、責任を持って市長はこういう思いでこういう提案をしているんだと。影響はこういうふうに考えると、暮らしの問題はどうなかと私が聞いているわけですから、ぜひ答えてもらいたい。特にこういった介護とか国保とか後期高齢者医療とか、さっき言った住民税の均等割等々、その懐は一つで、出すばかりじゃないですか、正直言ってね。だから、その収入がふえて、そういったものは医療の分じゃたら頑張っていこうということになりますけれども、やっぱり本当にわずかな、私らも年金者生活者の人と話すことが多いんですけども、そういう中で、今話したのは全然出す分ばかりじゃないですかね。だから、ここはやっぱり生活が大変になるという危機感はだれでも持ちますよ。私も心配しますよ。ですから、そこはぜひ市長はこういう思いで提案しているんだという

ことだけで、こういった影響が出るということの正直な思いを含めて語っていただきたいなということが1つと。

あと、さっき説明があった市独自の施策について、第3段階で75%が70%に減るといいますかね。ですから、そこはもう一回質問するのは、全体の保険者がこれだけおって、第3段階の負担軽減になる人は何人おられて、どのくらいの保険税への影響が軽減されているのか。100人対象がおって、このくらいになるよということをぜひ市の独自の施策ということと言われるんだから、聞かせていただきたいということ。

それと、保険料の仕組みというのは、さっき説明がありました。ですから、あと市独自の施策として、さっき言った第3段階というのが枠は広げられるのかどうか、ちょっと私も勉強不足ですけれども、それは実質独自の負担軽減という面では、保険料のほうがいっていった状況なら、いろんな給付とか、いろいろなサービスの面で、独自の施策を全部というのは一律にいかんかもわからんけれども、やっぱり一番弱者とか、そういった対策が私は可能じゃないかなという思いがあって、そこはちょっとないならありませんよということになるかと思うんですが、ちょっともう一回お答え願いたいなということが質問であります。

議長（脇本茂紀君） 福祉課長。

福祉課長（大宮庄三君） 軽減の対象がどれくらいになるのかということでございますが、第3段階の特例の予定、見込みでございますが、791人を見込んでおります。第4段階の特例が1,274人を見込んでおります。したがって、全体の65歳以上の被保険者が9,581人を見込んでおまして、構成割合としまして、4段階の特例が13.3%、3段階の特例が8.3%、合計負担の軽減を受けられる方が21.6%というふうな見込みをいたしておるところでございます。

それから、市独自のさまざまな介護に係る独自の取り組みということでございますが、現在、策定をいたしております第5期の介護保険事業計画におきましては、新たな取り組みといたしまして、24時間対応型のいわゆる訪問介護看護を平成25年度から実施をするという方向での計画を策定いたしておまして、居宅介護への充実、それから介護予防の充実、そして医療と介護などの連携の強化による地域ケア体制の充実などについて、介護保険のこれからの向こう3カ年の計画の中で事業展開をさらに充実を図っていきたいと、このように考えておるところであります。

議長（脇本茂紀君） 市長。

市長（小坂政司君） 本議案は介護保険料についてでございますけれども、先ほどの国民健康保険税、また後期高齢者医療保険につきましては、各制度とも保険給付費や各種の拠出金などの支出に対して収入が不足しており、各保険制度を安定的に運営するため、保険税、あるいは保険料の改正というか、値上げをお願いしておるところであります。

この議案につきましては、我々にとっても断腸の思いで提出をさせていただいております。この広島県内の市、町においても、本年、あるいは来年に向けてほとんどの市、町が値上げをせざるを得ないということで、大変国、県に対しても市町村会としても要望をしておるところであります。どうしても基礎的自治体という住民に一番近いところにおいて、最終的には歳入と歳出の調整をしていかなきゃいけない。これが即市民、あるいは国民に影響を及ぼすということでございます。我々といたしましては、今、国においては税と社会保障の一体的改革ということでの進捗がまだ不透明な状況でございますけれども、ぜひともこういった高齢化社会において、さまざまな市、町において努力をしておりますけれども、医療費の負担増というのは年ごとにふえてくるのは皆様方もよく御存じであろうかと思っております。そういった中でございますので、これからも竹原市の持続可能な財政運営を進める中で、こうした上程をし、苦渋の選択をしているところをぜひとも議会の皆様方にも御理解いただきたいというふうに思っております。市民の皆様方に負担増になるというのは、全国の国民も同じことだろうというふうに思っております。ただ、これからも竹原市においては、医療費の抑制、その他さまざまな施策を展開してまいりたいというふうに思っておりますので、何とぞ御理解をいただきたいと思っております。

議長（脇本茂紀君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

11番。

11番（松本 進君） 私は、この議案に反対をしたいと思います。

先ほど市長のほうの答弁もありましたけれども、確かにどこもいろんな苦勞して介護保険の運営ということは努力されているのはわかります。しかし、どう考えても医療や介護や住民税等の負担、これが24年度からずっしりのしかかってくるという面では、私は先ほど言ったような基金の現状があるわけですから、国の責任ということも第一義的にはありますけれども、竹原市としても可能な努力は私はぜひしていただきたいということで、先ほど担当課長のほうからは24時間のサービスとか、これが25年度というふうに実施がありましたけれども、そういうことではなくて、基金を取り崩しても、そういった負担

軽減につながるようなサービスの充実とか施設の整備とか、これをぜひ今の基金で活用してやると同時に、保険料の負担というのが、確かに国の仕組みでも変えられんというような説明なんですね。しかし、私はさっき言ったいろんな生存権とか、そういった面から見て、国がもう制度としてそういうおかしいことをやっている。だから私は市としてもいろんな知恵と工夫を、基金の活用が一つの財源ですけれども、最大限、知恵と力を尽くして、この介護保険なら介護保険の実質的な負担軽減のために万全を尽くすべきだということだけを指摘して、この議案には反対したいと思います。

議長（脇本茂紀君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（脇本茂紀君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議事の都合により、3月5日午前10時より会議を再開することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後4時36分 散会